

登米市

安全・安心・やすらぎプラン

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

【素案】

パブリックコメント用

目次

第1章	計画策定にあたって	1
	1 計画策定の趣旨	
	2 計画の位置付け	
	3 計画の期間	
	4 計画の策定体制	
第2章	高齢者を取り巻く状況	5
	1 統計からみる高齢者の状況	
	(1) 人口の状況	
	(2) 世帯の状況	
	(3) 要介護（要支援）認定者の状況	
	(4) 認知症高齢者の状況	
	2 介護保険サービスの利用状況	
	(1) 介護給付費の推移	
	(2) 予防給付費の推移	
	3 介護予防・日常生活支援総合事業の状況	
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業費の推移	
	4 日常生活圏域の状況	
	(1) 日常生活圏域の設定	
	(2) 生活圏域ごとの状況	
	5 高齢者の実態と動向	
	(1) 調査の概要	
	(2) 調査結果の概要	
第3章	計画の基本的な考え方	31
	1 基本理念	
	2 基本目標	
	3 施策体系	

第4章 施策の展開39

- 1 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり
 - (1) 在宅福祉サービスの充実
 - (2) 介護者への支援の充実
 - (3) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実
 - (4) 認知症高齢者支援の充実
 - (5) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
 - (6) 在宅医療・介護連携の推進
 - (7) 安心して住み続けることができる住まいづくり
 - (8) 災害や感染症対策に係る体制整備
- 2 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり
 - (1) 介護予防の効果的な推進
 - (2) 生きがいのある暮らしへの支援
 - (3) 生活支援体制整備の推進
- 3 適切なサービスや支援が受けられる基盤整備
 - (1) 適切な要介護認定の実施
 - (2) 介護基盤の整備
 - (3) 介護保険制度の適正・円滑な運営
 - (4) 低所得者対策の推進
 - (5) 介護人材の確保

第5章 介護保険事業の見込みと保険料83

- 1 被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推移と推計
- 2 介護保険給付費
- 3 地域支援事業費
- 4 第1号被保険者介護保険料

第6章 計画の推進に向けて92

- 資料編
- 1 登米市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱（名簿）
 - 2 登米市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定経過
 - 3 介護保険サービス等の解説

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は総人口が減少し続ける一方、高齢者人口は増加しています。「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元（2019）年10月1日時点の日本の総人口は1億2,617万人となっており、そのうち65歳以上の高齢者は3,589万人、高齢化率は28.4%となっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する令和22（2040）年を控え、医療・介護需要の拡大や社会保障費の急激な増大など、我が国における高齢化の問題はますます深刻になっていくことが予想されます。

国ではこれらの情勢を踏まえ、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各分野が互いに連携しながら支援する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

また、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的な地域や社会を創るという「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

本市においても、年々人口が減少していく中、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、令和元年10月1日現在の高齢化率は34.1%となっており、今後ますます介護サービスをはじめとする高齢者の生活を支援していくための施策の重要性が高まっていくことが見込まれます。

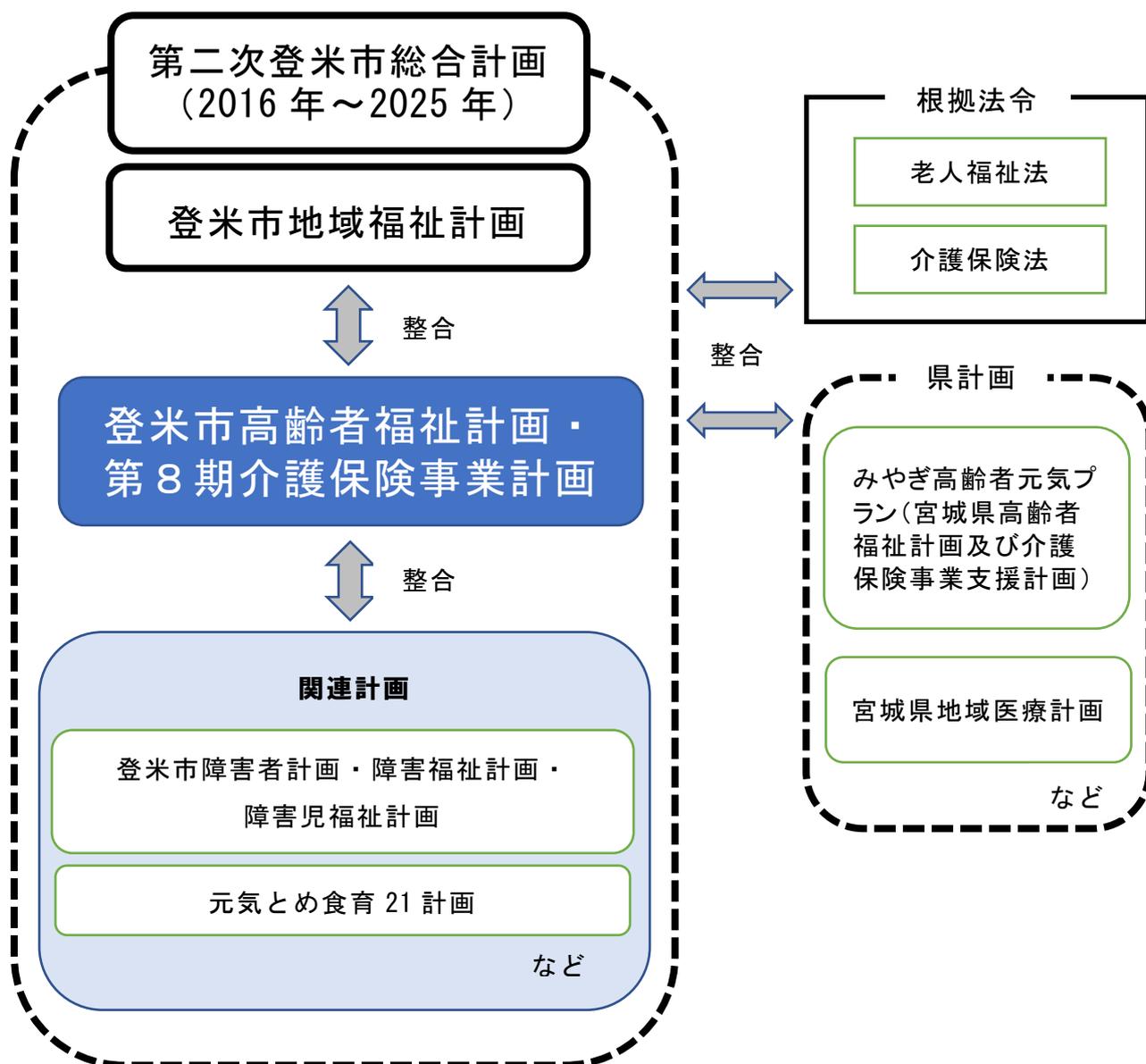
このような状況から、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる新たな計画として、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

本市のまちづくりの総合的な計画である「第二次登米市総合計画」と整合性を保ちながら策定するとともに、関連計画との整合性も図り、高齢者福祉施策を具現化していきます。

< 登米市の計画体系 >



3 計画の期間

第8期計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間として策定します。

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	...	R22 2040		
登米市高 齢者福祉 計画・介 護保険事 業計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画			第10期計画						
	▲ 2015年 団塊の世代が65歳に									▲ 2025年 団塊の世代が75歳に									▲ 2040年 団塊ジュニアが65歳に

4 計画の策定体制

(1) 高齢者福祉計画策定委員会・介護保険運営委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、被保険者、介護事業者等の代表で構成する「高齢者福祉計画策定委員会」及び「介護保険運営委員会」において、国が示す基本指針、各種調査、地域包括ケア「見える化」システムによる分析などを基に検討を行いました。

① 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基本指針

国（厚生労働省）が示す介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）

② 策定に向けての基礎調査

名 称	内 容
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の要介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象に、生活や健康の実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として実施

名 称	内 容
在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている市民を対象に、介護保険サービスに係る利用状況や利用意向、また介護者の実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として実施
介護サービス事業者施設等整備調査	市内の介護サービス事業者を対象に、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までにおける新たな施設整備意向や施設運営の課題等を把握することを目的として実施
入所希望者待機状況調査	市内の入所施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、ケアハウス）を対象に、入所待機者の要介護度、待機場所等を把握し、適切な施設整備計画を策定することを目的として実施

③ 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

地域包括ケア「見える化」システムとは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために、厚生労働省により第7期計画策定から新たに導入された介護・医療関係情報を共有（「見える化」）するための情報システム。

市町村が給付費の分析を行う際に必要と思われる指標が数多く掲載され、介護保険に関するさまざまな情報が本システムに一元化されており、地域間比較等による現状分析により、本市における課題抽出や将来推計による介護サービス見込量を算出。

（2）市民意見提出制度（パブリックコメント）

計画素案について広く市民の声をお聞きするため、令和2年12月25日から令和3年1月25日までパブリックコメントを実施しました。

第 2 章 高齢者を取り巻く状況

1 統計からみる高齢者の状況

(1) 人口の状況

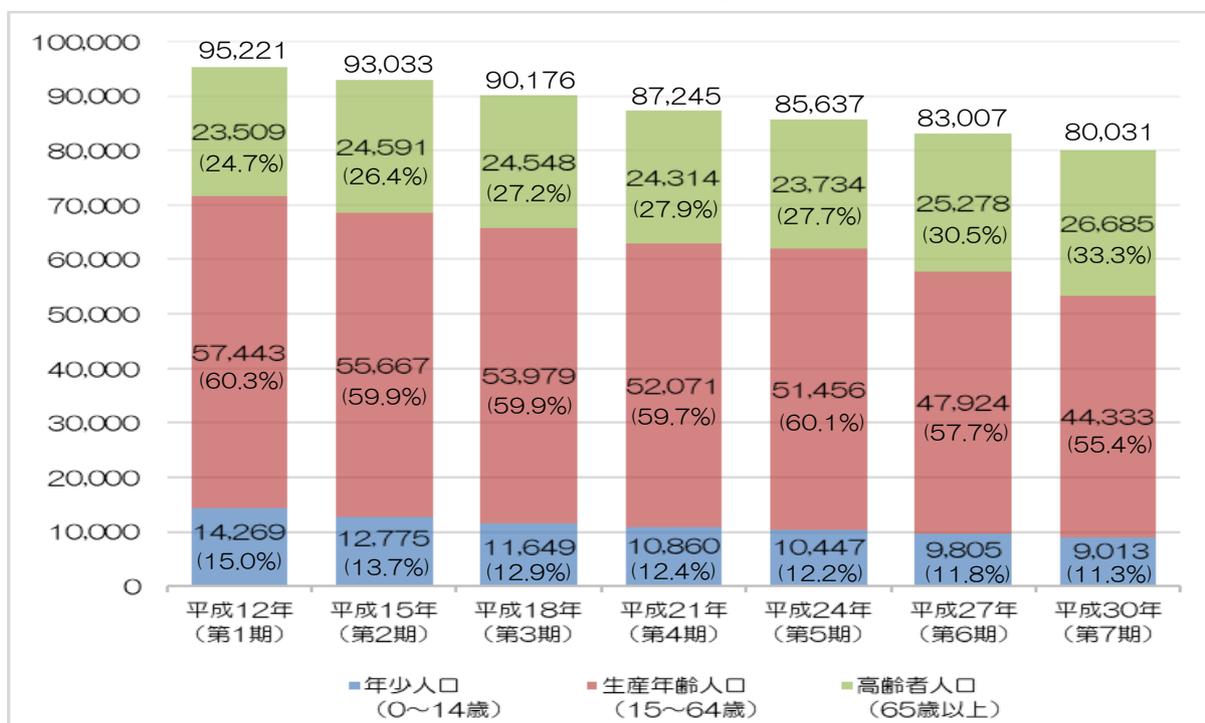
①人口の推移

平成 12 年の介護保険制度の創設から 3 年ごとの人口の推移をみると、概ね 2～3%前後の減少が続いています。

第 7 期計画の開始年度である平成 30 年度の人口は、80,031 人となっており、第 1 期計画開始年度の平成 12 年度と比較すると、15,190 人、16.0%減少しています。

また、人口構成率の推移は、0～64 歳の割合は年々減少している一方で、65 歳以上の人口割合は増加しており、今後も更に高齢化が進展していくと予測されます。

【人口の推移】



※平成 12 年と平成 15 年は政府統計の住民基本台帳の数値（各年 4 月 1 日現在）
平成 18 年以降は登米市住民基本台帳の数値（各年 10 月 1 日現在）

②人口の推計

本市における人口の動向をみると、総人口は引き続き減少し、本計画の最終年度である令和5（2023）年には74,877人になると推計されています。

総人口が大きく減少していく中で、65歳以上の高齢者人口は令和12（2030）年頃までは27,000人程度で推移すると見込まれ、令和5（2023）年の高齢化率は36.9%、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年には38.2%になると推測しています。

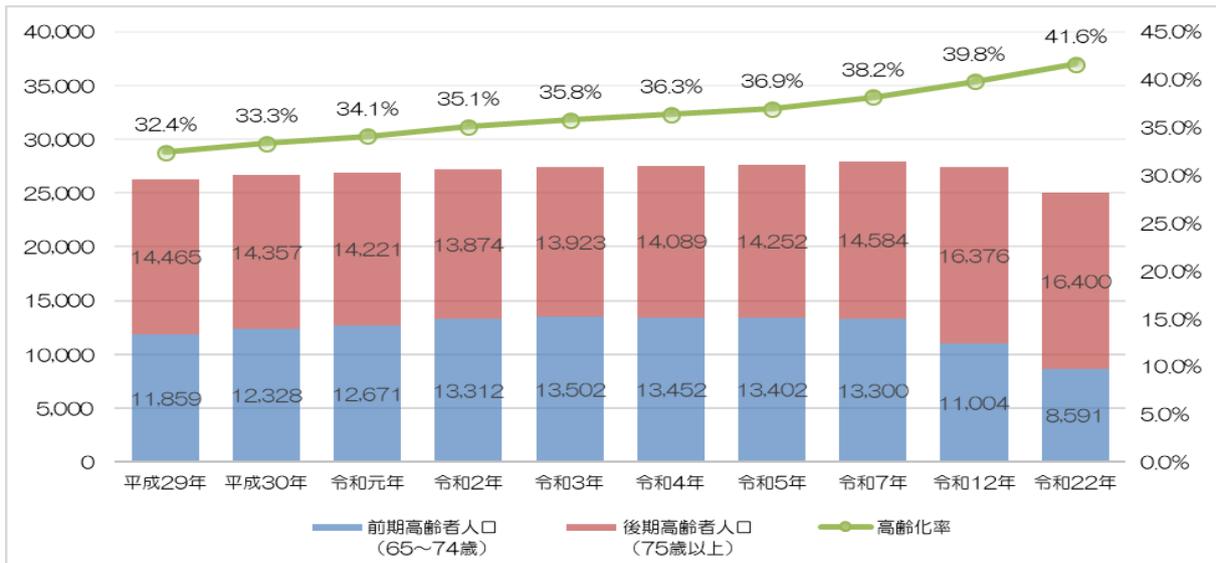
また、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22（2040）年には、令和12（2030）年の高齢者人口と比較し、約2,400人の減少が見込まれるものの、高齢化率は41.6%と高く、また、高齢者の3分の2の方が75歳以上の後期高齢者となる見込みであり、高齢化が一層進行すると推測しています。

【人口の推計】

区 分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2030年	2035年	2040年
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	81,280	80,031	78,843	77,533	76,677	75,777	74,877	73,078	68,765	64,560	60,106
40歳未満	28,457	27,379	26,451	25,438	24,279	23,608	22,940	21,600	19,255	17,644	16,243
40～64歳	26,499	25,967	25,500	24,909	24,973	24,628	24,283	23,594	22,130	20,878	18,872
65～69歳	7,601	7,753	7,523	7,295	7,176	6,934	6,692	6,208	5,047	4,101	4,608
70～74歳	4,258	4,575	5,148	6,017	6,326	6,518	6,710	7,092	5,957	4,873	3,983
75～79歳	4,262	4,158	4,142	3,853	4,275	4,618	4,960	5,646	6,546	5,527	4,544
80～84歳	4,726	4,551	4,329	4,098	3,967	3,805	3,643	3,319	4,804	5,613	4,779
85歳以上	5,477	5,648	5,750	5,923	5,681	5,666	5,649	5,619	5,026	5,924	7,077
65～74歳	11,859	12,328	12,671	13,312	13,502	13,452	13,402	13,300	11,004	8,974	8,591
75歳以上	14,465	14,357	14,221	13,874	13,923	14,089	14,252	14,584	16,376	17,064	16,400
65歳以上再掲	26,324	26,685	26,892	27,186	27,425	27,541	27,654	27,884	27,380	26,038	24,991
高齢化率	32.4%	33.3%	34.1%	35.1%	35.8%	36.3%	36.9%	38.2%	39.8%	40.3%	41.6%
高齢者のうち前期高齢者の割合	45.1%	46.2%	47.1%	49.0%	49.2%	48.8%	48.5%	47.7%	40.2%	34.5%	34.4%
高齢者のうち後期高齢者の割合	54.9%	53.8%	52.9%	51.0%	50.8%	51.2%	51.5%	52.3%	59.8%	65.5%	65.6%

※平成29年から令和2年までは登米市住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）
令和3年以降は第二次まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口推計を基に推計

【高齢者人口の推計】



※平成 29 年から令和 2 年までは登米市住民基本台帳の数値（各年 10 月 1 日現在）
令和 3 年以降は第二次まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口推計を基に推計

（2）世帯の状況

総世帯数は平成 31 年まで増加傾向にありましたが、令和 2 年 3 月における世帯数は 27,249 世帯となり、前年より 50 世帯の減となっています。

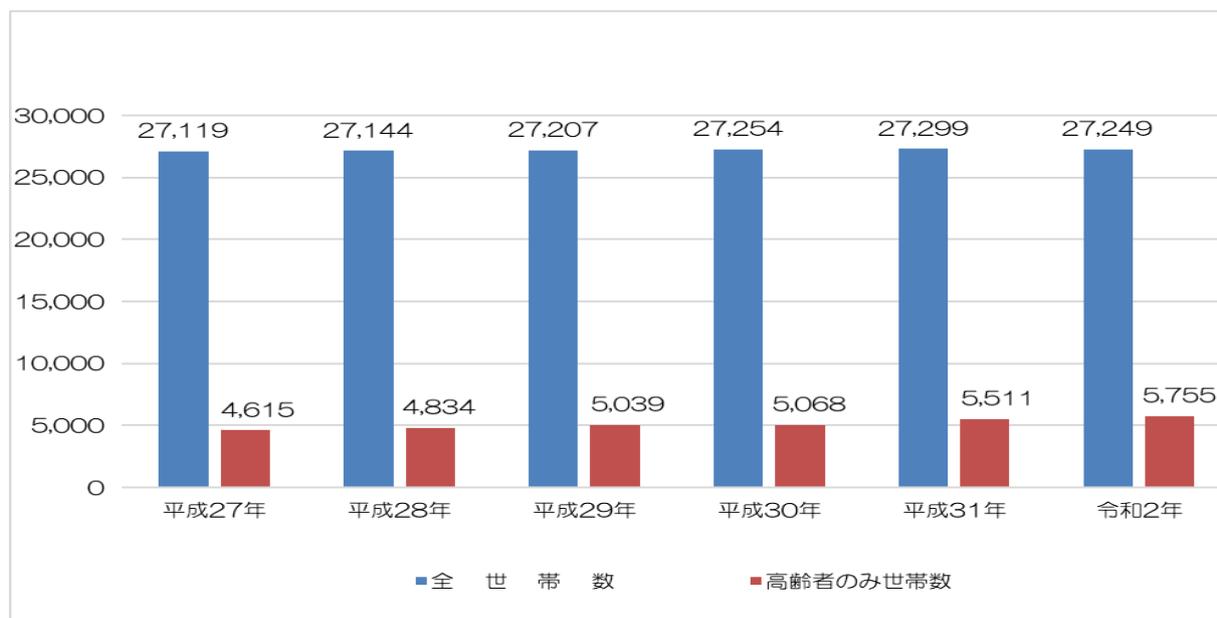
一方で、全世帯数のうち、独居を含めた高齢者のみの世帯数は年々増加しており、令和 2 年には高齢者のみの世帯が全世帯数の 21.1% を占め、およそ 5 世帯に 1 世帯が高齢者のみの世帯となっています。

【高齢者世帯の状況】

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	
全 世 帯 数	27,119	27,144	27,207	27,254	27,299	27,249	
高齢者のみ世帯数 (対全世帯比率)	4,615 (17.0%)	4,834 (17.8%)	5,039 (18.5%)	5,068 (18.6%)	5,511 (20.2%)	5,755 (21.1%)	
内 訳	独 居 (構成比)	2,433 (52.7%)	2,472 (51.1%)	2,544 (50.5%)	2,584 (51.0%)	2,736 (49.6%)	2,827 (49.1%)
	二人世帯 (構成比)	1,996 (43.3%)	2,155 (44.6%)	2,242 (44.5%)	2,247 (44.3%)	2,458 (44.6%)	2,596 (45.1%)
	三人以上 (構成比)	186 (4.0%)	207 (4.3%)	253 (5.0%)	237 (4.7%)	317 (5.8%)	332 (5.8%)

※宮城県高齢者人口調査（各年 3 月末）

【高齢者世帯の推移】



(3) 要支援・要介護認定者の状況

令和元年度末の要支援・要介護認定者数は、5,671 人となっており、平成 27 年度末の 5,501 人と比較すると 170 人増加していますが、これは第 1 号被保険者の増加によるものと考えられ、認定率としては減少傾向にあります。

第 1 号被保険者の要支援・要介護認定率は、令和元年度末で 21.0%となっており、平成 27 年度末の 21.6%と比較すると、0.6 ポイント減少しています。

介護度別の状況としては、要介護 1・要介護 2 の認定者数が多い状況です。また、平成 29 年 4 月に開始した介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（事業対象者）は、令和元年度で 190 人となっており、平成 29 年度の 97 人から 93 人増加しています。

【要支援・要介護認定者数及び認定率の推移】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者	25,511	25,968	26,506	26,886	27,020
うち要介護等認定者数	5,385	5,495	5,507	5,625	5,564
内					
要介護5	540	562	557	574	561
要介護4	794	787	778	771	822
要介護3	910	910	948	913	933
要介護2	1,073	1,151	1,154	1,236	1,174
要介護1	935	947	1,057	1,075	1,073
要支援2	672	665	615	594	623
要支援1	461	473	398	462	378
認定率	21.1%	21.2%	20.8%	20.9%	20.6%
事業対象者			97	147	190

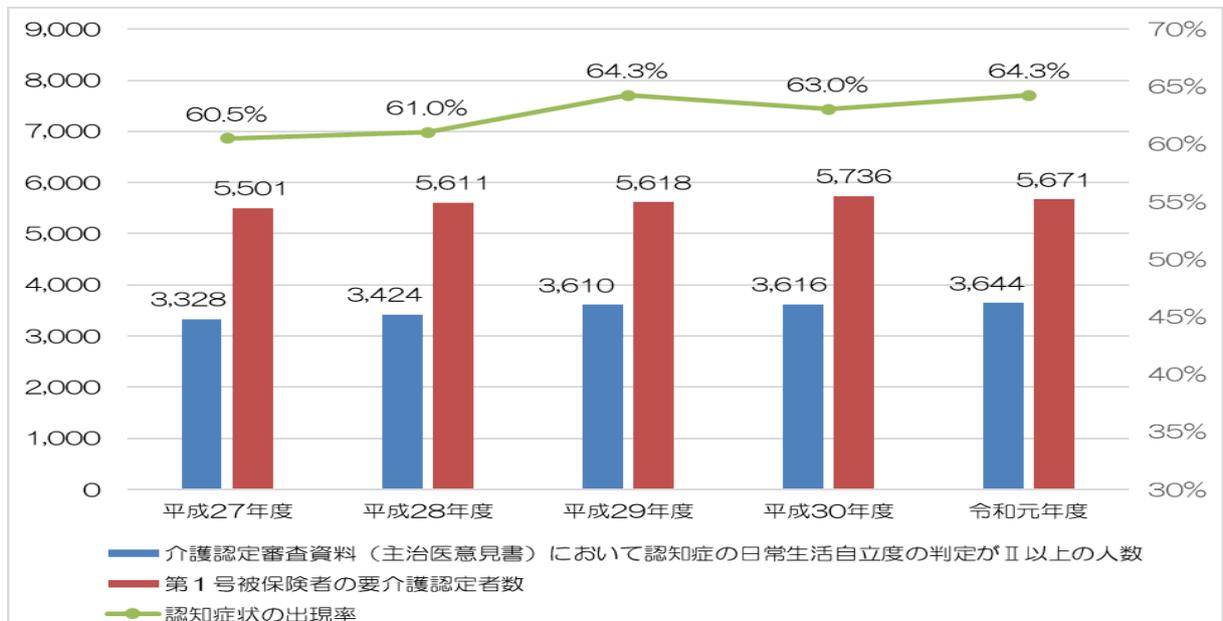
※第1号被保険者、要介護（要支援）認定者数：介護保険事業状況報告（3月分）より

※事業対象者：介護保険システム「高齢者実態調査票」より

（4）認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定において、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ（注）以上の人数は、令和元年度末で3,644人となっており、平成27年度末より316人増加しており、そのうち認知症状の出現率は64.3%となっています。

【要支援・要介護認定者数における認知症状出現率の推移】



※介護認定審査資料（主治医意見書）において認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の人数（各年3月末）

※第1号被保険者の要介護認定者数：介護保険事業状況報告（3月分）より

（注）日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等でできていたことにミスが目立つ等の症状が見られる。

2 介護保険サービスの利用状況

(1) 介護給付費の推移

計画に対し、実績は全体的に減少しており、介護給付費全体で対計画比は、各年、95%前後となっています。

しかし、実績値を比較すると、介護給付費全体で対前年比は101.8%と増加しています。

区 分		平成30年度 (計画値)	平成30年度 (実績値)	実績値/ 計画値	令和元年度 (計画値)	令和元年度 (実績値)	実績値/ 計画値	前年対比 (実績値)
(1) 居宅サービス	給付費(円)	3,645,731,000	3,514,054,862	96.4%	3,721,134,000	3,553,261,571	95.5%	101.1%
訪問介護	給付費(円)	414,237,000	416,292,358	100.5%	423,116,000	405,747,828	95.9%	97.5%
	回数(回)	143,006	138,375	96.8%	146,002	128,993	88.4%	93.2%
	人数(人)	6,624	6,424	97.0%	6,756	6,434	95.2%	100.2%
訪問入浴介護	給付費(円)	118,366,000	116,752,837	98.6%	120,192,000	107,099,442	89.1%	91.7%
	回数(回)	10,078	9,804	97.3%	10,229	8,893	86.9%	90.7%
	人数(人)	2,340	2,184	93.3%	2,376	1,957	82.4%	89.6%
訪問看護	給付費(円)	207,286,000	194,185,467	93.7%	210,133,000	171,406,967	81.6%	88.3%
	回数(回)	41,418	41,765	100.8%	42,029	37,878	90.1%	90.7%
	人数(人)	5,040	4,978	98.8%	5,112	4,353	85.2%	87.4%
訪問リハビリテーション	給付費(円)	2,804,000	3,391,305	120.9%	2,805,000	2,842,010	101.3%	83.8%
	回数(回)	870	1,222	140.5%	870	987	113.4%	80.8%
	人数(人)	96	92	95.8%	96	99	103.1%	107.6%
居宅療養管理指導	給付費(円)	33,242,000	29,173,971	87.8%	33,929,000	29,518,544	87.0%	101.2%
	人数(人)	5,880	5,319	90.5%	6,000	5,335	88.9%	100.3%
通所介護	給付費(円)	1,851,278,000	1,762,514,072	95.2%	1,889,603,000	1,840,769,249	97.4%	104.4%
	回数(回)	214,240	221,329	103.3%	222,815	230,242	103.3%	104.0%
	人数(人)	20,160	20,073	99.6%	20,964	20,216	96.4%	100.7%
通所リハビリテーション	給付費(円)	271,022,000	239,269,034	88.3%	274,921,000	237,123,108	86.3%	99.1%
	回数(回)	29,614	27,082	91.4%	30,029	26,659	88.8%	98.4%
	人数(人)	3,468	3,150	90.8%	3,516	3,007	85.5%	95.5%
短期入所生活介護	給付費(円)	333,564,000	340,263,258	102.0%	339,369,000	336,079,654	99.0%	98.8%
	日数(日)	39,704	40,737	102.6%	40,339	39,909	98.9%	98.0%
	人数(人)	5,676	5,539	97.6%	5,760	5,266	91.4%	95.1%
短期入所療養介護(老健)	給付費(円)	68,993,000	59,470,398	86.2%	70,225,000	69,059,624	98.3%	116.1%
	日数(日)	6,811	5,817	85.4%	6,932	6,678	96.3%	114.8%
	人数(人)	768	769	100.1%	780	887	113.7%	115.3%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(円)	0	75,573	-	0	268,704	-	355.6%
	日数(日)	0	9	-	0	32	-	355.6%
	人数(人)	0	2	-	0	4	-	200.0%
福祉用具貸与	給付費(円)	266,094,000	266,852,075	100.3%	271,269,000	266,839,904	98.4%	100.0%
	人数(人)	20,244	20,420	100.9%	20,640	20,668	100.1%	101.2%
特定福祉用具購入費	給付費(円)	9,729,000	9,493,178	97.6%	9,729,000	9,243,529	95.0%	97.4%
	人数(人)	432	358	82.9%	432	363	84.0%	101.4%
住宅改修費	給付費(円)	18,452,000	20,495,545	111.1%	20,175,000	16,470,751	81.6%	80.4%
	人数(人)	168	179	106.5%	180	151	83.9%	84.4%
特定施設入居者生活介護	給付費(円)	50,664,000	55,825,791	110.2%	55,668,000	60,792,257	109.2%	108.9%
	人数(人)	276	294	106.5%	300	328	109.3%	111.6%

区 分		平成30年度 (計画値)	平成30年度 (実績値)	実績値/ 計画値	令和元年度 (計画値)	令和元年度 (実績値)	実績値/ 計画値	前年対比 (実績値)
(2) 地域密着型サービス	給付費(円)	2,053,712,000	1,955,709,342	95.2%	2,169,073,000	1,999,372,970	92.2%	102.2%
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(円)	0	937,001	-	0	775,809	-	82.8%
	人数(人)	0	12	-	0	12	-	100.0%
夜間対応型訪問介護	給付費(円)	0	0	-	0	0	-	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-	-
地域密着型通所介護	給付費(円)	527,073,000	474,037,786	89.9%	538,558,000	492,698,922	91.5%	103.9%
	回数(回)	55,222	57,235	103.6%	56,335	58,947	104.6%	103.0%
	人数(人)	5,112	5,050	98.8%	5,208	5,054	97.0%	100.1%
認知症対応型通所介護	給付費(円)	44,795,000	42,756,482	95.4%	47,618,000	40,035,746	84.1%	93.6%
	回数(回)	4,776	5,076	106.3%	5,080	4,563	89.8%	89.9%
	人数(人)	444	414	93.2%	468	356	76.1%	86.0%
小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	0	2,072,223	-	0	1,679,879	-	81.1%
	人数(人)	0	13	-	0	12	-	92.3%
認知症対応型共同生活 介護	給付費(円)	587,730,000	568,546,514	96.7%	590,751,000	577,677,744	97.8%	101.6%
	人数(人)	2,376	2,324	97.8%	2,388	2,311	96.8%	99.4%
地域密着型特定施設入 居者生活介護	給付費(円)	133,103,000	125,544,543	94.3%	135,679,000	129,196,946	95.2%	102.9%
	人数(人)	684	684	100.0%	696	692	99.4%	101.2%
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費(円)	761,011,000	741,814,793	97.5%	856,467,000	757,307,924	88.4%	102.1%
	人数(人)	3,072	2,963	96.5%	3,456	3,047	88.2%	102.8%
看護小規模多機能型居 宅介護	給付費(円)	0	0	-	0	0	-	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-	-
(3) 施設サービス	給付費(円)	2,482,690,000	2,307,236,985	92.9%	2,487,355,000	2,375,239,103	95.5%	102.9%
介護老人福祉施設	給付費(円)	1,314,107,000	1,213,773,385	92.4%	1,314,695,000	1,244,056,513	94.6%	102.5%
	人数(人)	4,884	4,868	99.7%	4,884	4,952	101.4%	101.7%
介護老人保健施設	給付費(円)	1,159,622,000	1,087,228,841	93.8%	1,163,695,000	1,126,291,450	96.8%	103.6%
	人数(人)	4,368	4,110	94.1%	4,380	4,252	97.1%	103.5%
介護療養型医療施設	給付費(円)	8,961,000	6,234,759	69.6%	8,965,000	4,891,140	54.6%	78.4%
	人数(人)	24	16	66.7%	24	12	50.0%	75.0%
(4) 居宅介護支援	給付費(円)	541,669,000	538,556,112	99.4%	552,236,000	541,465,848	98.0%	100.5%
	人数(人)	34,200	34,165	99.9%	34,884	34,142	97.9%	99.9%
合計	給付費(円)	8,723,802,000	8,315,557,301	95.3%	8,929,798,000	8,469,339,492	94.8%	101.8%

※給付費、回(日)数、人数は年間累計の金額。

(2) 介護予防給付費の推移

計画に対し、実績は全体的に減少しており、介護予防給付費全体で対計画比は、平成30年度で82.2%、令和元年度で72.1%となっています。

実績値の比較でも、介護予防給付費全体で対前年度比は92.9%となっており、同じく減少しています。

区 分		平成30年度 (計画値)	平成30年度 (実績値)	実績値/ 計画値	令和元年度 (計画値)	令和元年度 (実績値)	実績値/ 計画値	前年対比 (実績値)
(1) 介護予防サービス	給付費(円)	74,522,000	58,930,357	79.1%	79,760,000	55,191,983	69.2%	93.7%
介護予防訪問入浴介護	給付費(円)	1,326,000	1,377,395	103.9%	1,327,000	194,193	14.6%	14.1%
	回数(回)	156	171	109.6%	156	23	14.7%	13.5%
	人数(人)	36	41	113.9%	36	9	25.0%	22.0%
介護予防訪問看護	給付費(円)	9,341,000	8,172,896	87.5%	9,744,000	9,187,211	94.3%	112.4%
	回数(回)	2,415	2,718	112.5%	2,520	3,143	124.7%	115.6%
	人数(人)	300	319	106.3%	312	329	105.4%	103.1%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(円)	669,000	0	-	669,000	0	-	-
	回数(回)	216	0	-	216	0	-	-
	人数(人)	12	0	-	12	0	-	-
介護予防居宅療養管理指導	給付費(円)	1,586,000	1,097,302	69.2%	1,725,000	1,007,880	58.4%	91.9%
	人数(人)	168	114	67.9%	180	126	70.0%	110.5%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(円)	19,099,000	14,862,337	77.8%	19,107,000	13,225,125	69.2%	89.0%
	人数(人)	552	432	78.3%	552	368	66.7%	85.2%
介護予防短期入所生活介護	給付費(円)	2,940,000	1,972,273	67.1%	3,283,000	1,595,308	48.6%	80.9%
	日数(日)	449	325	72.4%	500	244	48.8%	75.1%
	人数(人)	108	84	77.8%	120	58	48.3%	69.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(円)	455,000	110,927	24.4%	455,000	222,516	48.9%	200.6%
	日数(日)	55	15	27.3%	55	22	40.0%	146.7%
	人数(人)	12	5	41.7%	12	9	75.0%	180.0%
介護予防福祉用具貸与	給付費(円)	25,651,000	21,198,377	82.6%	28,207,000	22,364,746	79.3%	105.5%
	人数(人)	4,320	3,665	84.8%	4,752	3,786	79.7%	103.3%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(円)	2,134,000	2,276,953	106.7%	2,615,000	1,603,505	61.3%	70.4%
	人数(人)	108	88	81.5%	132	63	47.7%	71.6%
介護予防住宅改修	給付費(円)	5,505,000	5,749,958	104.4%	6,809,000	4,812,496	70.7%	83.7%
	人数(人)	48	55	114.6%	60	41	68.3%	74.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(円)	6,485,000	2,111,939	32.6%	6,488,000	979,003	15.1%	46.4%
	人数(人)	84	34	40.5%	84	20	23.8%	58.8%
(2) 地域密着型介護予防サービス	給付費(円)	3,297,000	3,421,782	103.8%	3,396,000	1,509,648	44.5%	44.1%
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(円)	681,000	967,050	142.0%	779,000	334,008	42.9%	34.5%
	回数(回)	84	49	58.3%	96	33	34.4%	67.3%
	人数(人)	12	6	50.0%	12	4	33.3%	66.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	0	0	-	0	0	-	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(円)	2,616,000	2,454,732	93.8%	2,617,000	1,175,640	44.9%	47.9%
	人数(人)	12	12	100.0%	12	6	50.0%	50.0%
(3) 介護予防支援	給付費(円)	20,562,000	19,073,500	92.8%	21,107,000	18,923,750	89.7%	99.2%
	人数(人)	4,608	4,296	93.2%	4,728	4,303	91.0%	100.2%
合計	給付費(円)	99,050,000	81,425,639	82.2%	104,932,000	75,625,381	72.1%	92.9%

※給付費、回(日)数、人数は年間累計の金額。

3 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1～2及び事業対象者（基本チェックリストを実施し生活機能の低下がみられた人）を対象とする介護予防・生活支援サービス事業と、全高齢者を対象とする一般介護予防事業で構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

事業名		対象者	事業内容
介護予防・日常生活支援総合事業	●介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1～2 事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービス 通所型サービス 介護予防ケアマネジメント
	●一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> 全高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 地域リハビリテーション活動支援事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業費の推移

介護予防・生活支援サービスは、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントが増加しています。

事業費では、全体に占める通所型サービスの割合が大きく、各年とも70%を超える状況となっています。

区分		平成30年度	平成31年度	前年対比
訪問型サービス	事業費(円)	27,507,750	26,251,281	95.4%
	人数(人)	1,717	1,578	91.9%
通所型サービス	事業費(円)	155,679,200	173,761,648	111.6%
	人数(人)	6,148	6,906	112.3%
介護予防ケアマネジメント	事業費(円)	22,792,706	24,724,189	108.5%
	人数(人)	5,137	5,583	108.7%
合計	事業費(円)	205,979,656	224,737,118	109.1%

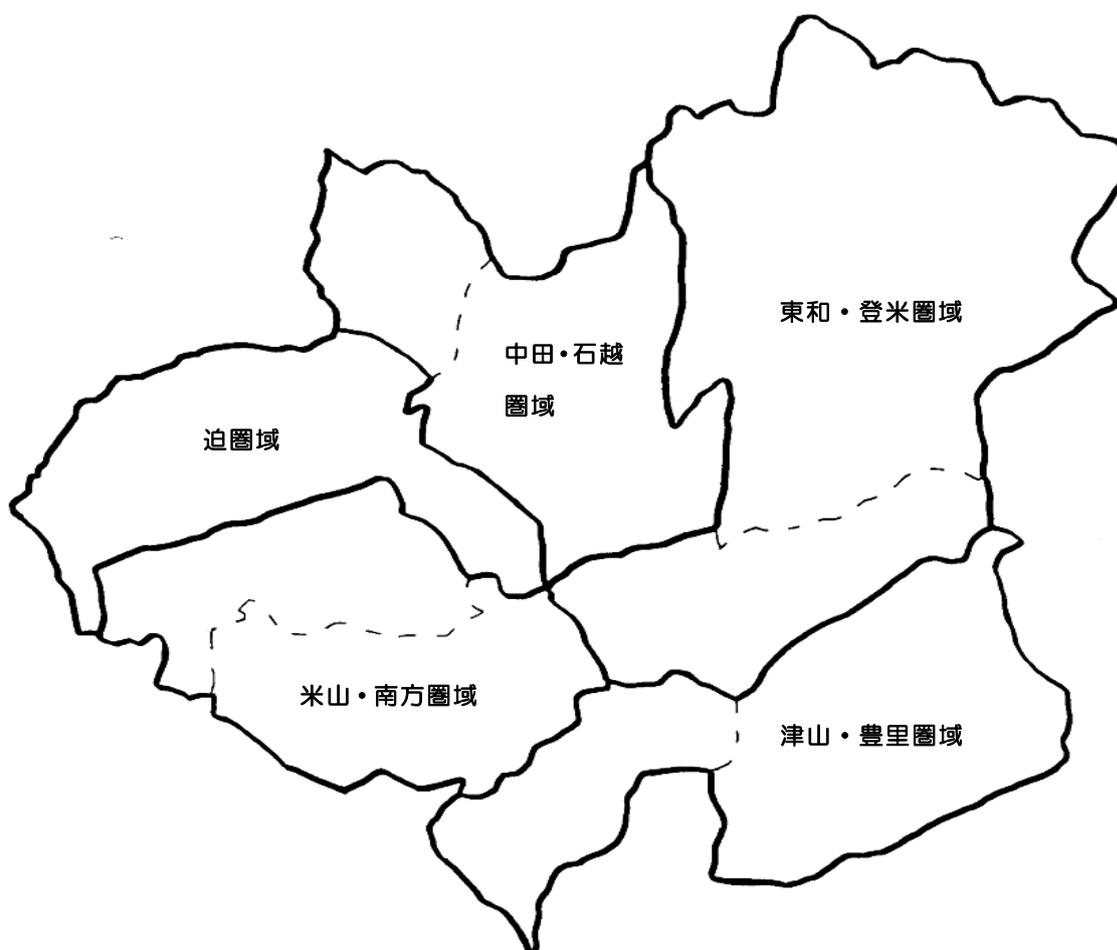
※事業費及び人数は年間の累計。

4 日常生活圏域の状況

(1) 日常生活圏域の設定

介護保険制度における日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在整備されている介護給付等対象サービスを提供する施設等の状況を総合的に考慮し設定しています。

本市では、5つの日常生活圏域を設定しており、引き続き5圏域とし、高齢者の総合的な支援を行います。



(2) 日常生活圏域の概要と地域包括支援センターの設置

区分	迫 圏域	中田・石越 圏域	米山・南方 圏域	東和・登米 圏域	津山・豊里 圏域
人 口	19,996 人	20,258 人	17,350 人	10,803 人	9,552 人
		中田 15,536 人	米山 8,921 人	東和 6,093 人	津山 3,159 人
		石越 4,722 人	南方 8,429 人	登米 4,710 人	豊里 6,393 人
高齢者 人 口	6,243 人	6,828 人	6,113 人	4,431 人	3,405 人
		中田 5,031 人	米山 3,363 人	東和 2,510 人	津山 1,284 人
		石越 1,797 人	南方 2,750 人	登米 1,921 人	豊里 2,121 人
高齢化率	31.2%	33.7%	35.2%	41.0%	35.6%
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 設 置 数	1 か所	中田 本所 1 か所	米山 本所 1 か所	東和 本所 1 か所	津山 本所 1 か所
		石越 分室 1 か所	南方 分室 1 か所	登米 分室 1 か所	豊里 分室 1 か所

※登米市住民基本台帳の数値(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(3) 日常生活圏域の介護保険施設・事業所等の設置状況

市内には、7 か所の介護老人福祉施設（計 350 床）、3 か所の介護老人保健施設（計 325 床）、15 か所の認知症対応型グループホーム（計 194 床）、8 か所の地域密着型介護老人福祉施設（計 250 床）及び 2 か所の地域密着型特定施設入居者生活介護施設（計 58 床）が整備されており、施設サービスについては、どの圏域にも数か所の施設が整備されています。

一方、在宅サービス提供事業所については、圏域ごとの事業所数に差異がある状況となっています。

介護保険施設・事業所等設置状況

(単位：件、人)

区 分	迫 圏域	中田・石越 圏域	米山・南方 圏域	東和・登米 圏域	津山・豊里 圏域	合計
老人福祉施設	1	1	2	1	2	7
定員	50	50	84	50	116	350
老人保健施設	0	1	1	0	1	3
定員	0	150	100	0	75	325
短期入所生活介護	3	4	3	2	2	14
定員	40	28	31	15	14	128
短期入所療養介護	0	1	1	0	1	3
認知症対応型グループホーム	2	4	4	1	4	15
定員	36	60	53	9	36	194
地域密着型介護老人福祉施設	1	2	1	4	0	8
定員	32	62	34	122	0	250
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	1	1	0	2
定員	0	0	29	29	0	58
地域密着型通所介護	10	5	3	3	2	23
通所介護	9	8	6	5	5	33
通所リハビリ	0	1	1	0	1	3
訪問介護	6	1	2	2	0	11
訪問入浴	3	0	0	0	0	3
訪問看護	2	1	0	0	1	4
訪問リハビリ	0	0	1	0	0	1
指定居宅介護支援事業者	11	8	4	2	2	27
福祉用具貸与	6	1	1	0	1	9
認知症対応型通所介護	1	2	0	1	0	4

※令和2年10月1日現在事業所数

5 高齢者の実態と動向

高齢者の実態と動向を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、次の調査を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

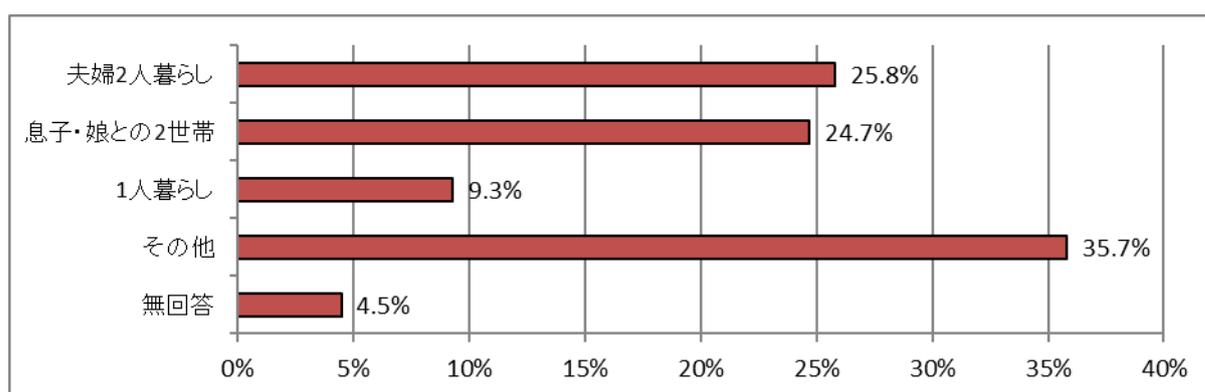
調査目的	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域の抱える課題を特定し、施策を検討するため
調査対象者	市内に住む65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者
調査期間	令和2年1月27日～令和2年2月14日
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布数	1,500人
有効回答数	1,184人
有効回答率	78.9%

【調査結果の概要】

①世帯の状況

○家族構成について、「夫婦2人暮らし」の割合が25.8%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」が24.7%となっています（図1）。

《図1：家族構成について》

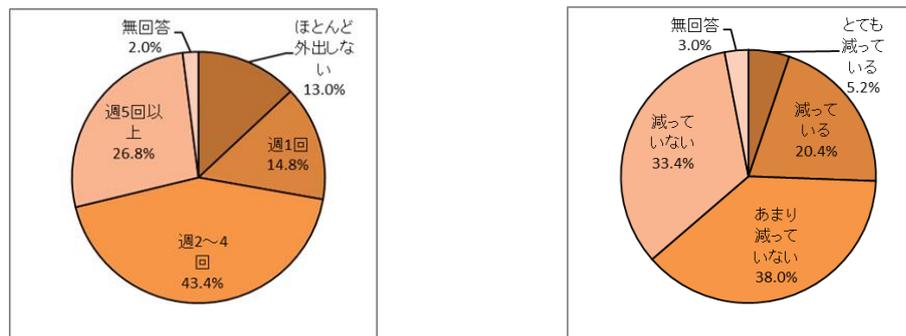


②日常生活

○外出の頻度について、「週2～4回」が43.4%と最も高く、次いで「週5回以上」が26.8%、「週1回」が14.8%となっています（図2）。

○また、昨年度と比べた場合では、「あまり減っていない」が38.0%と最も高く、次いで「減っていない」が33.4%、「減っている」が20.4%となっています（図3）。

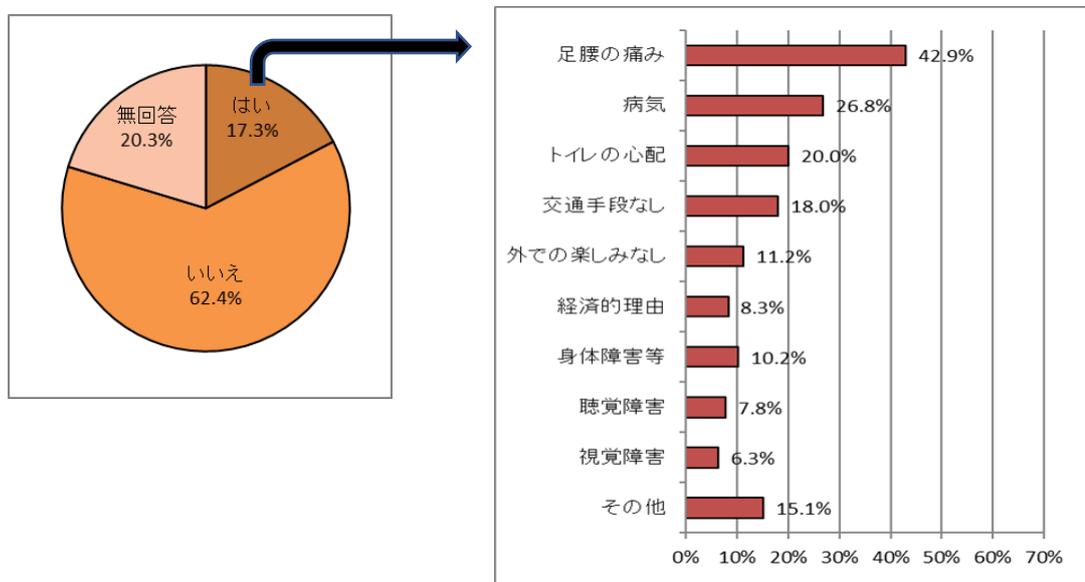
《図2：週1回以上外出していますか》《図3：昨年より外出が減っていますか》



○外出を控えているかについて、「いいえ」が62.4%、「はい」が17.3%となっています（図4）

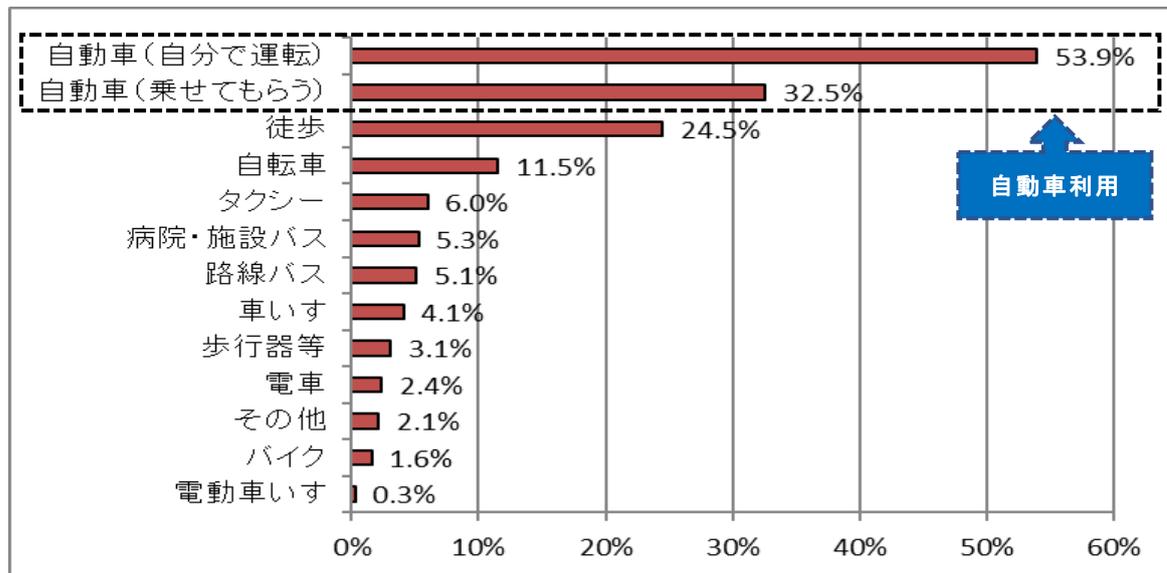
○外出を控えている理由として、「足腰などの痛み」が42.9%と最も高く、次いで「病気」が26.8%、「トイレの心配」が20.0%となっています。身体的な理由が多くを占めるなか、交通手段がないため外出を控えているとの回答が約18%ありました（図5）。

《図4：外出を控えていますか》 《図5：外出を控えている理由（複数回答）》



○外出する際の移動手段として、「自動車（自分で運転）」が 53.9%と最も高く、次いで「自動車（乗せてもらう）」が 32.5%、「徒歩」が 24.5%となっています（図6）。

《図6：外出する際の移動手段（複数回答）》

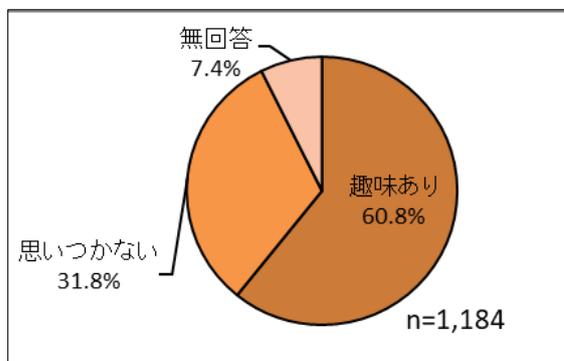


③趣味や健康の状況等

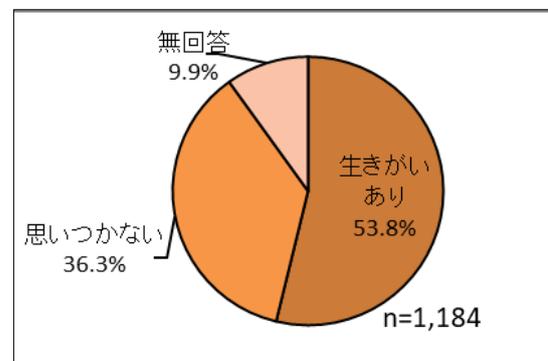
○趣味の有無について、「趣味あり」が 60.8%、「思いつかない」が 31.8%となっています（図7）。

○生きがいの有無について、「生きがいあり」が 53.8%、「思いつかない」が 36.3%となっています（図8）。

《図7：趣味はありますか》

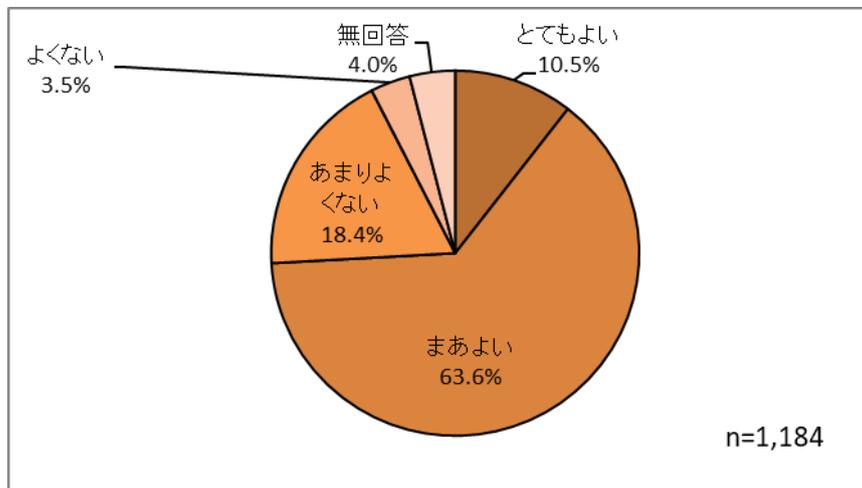


《図8：生きがいはありますか》



○健康状態について、「まあよい」が 63.6%と最も高く、次いで「あまりよくない」が 18.4%、「とてもよい」が 10.5%となっています（図9）。

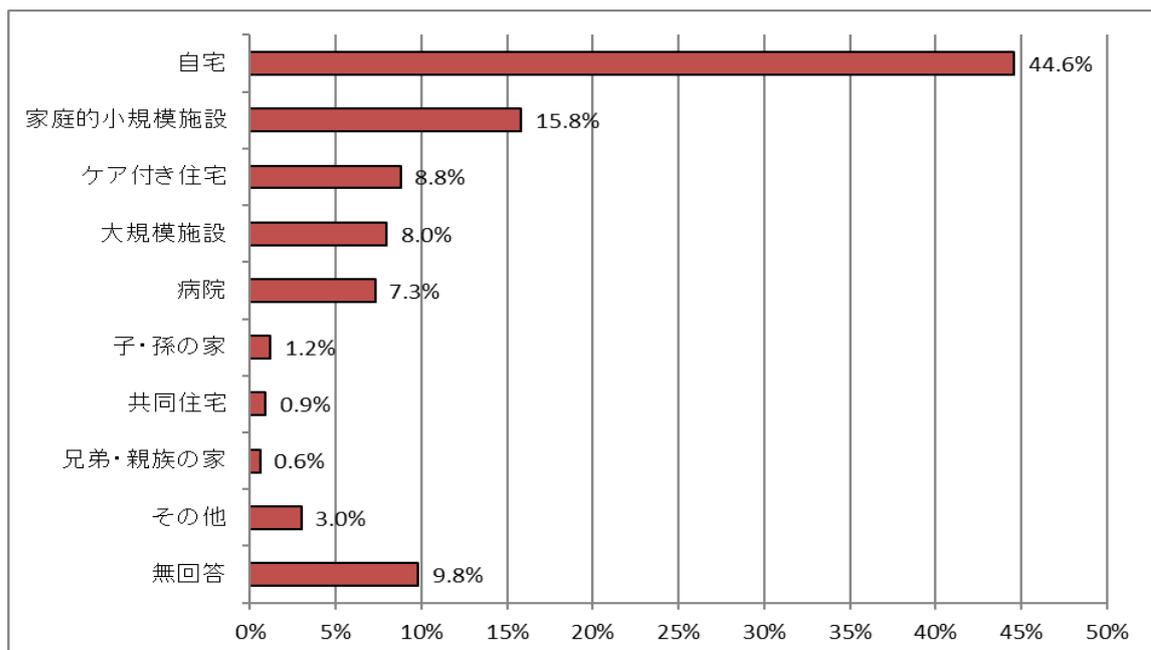
《図9：健康状態はいいですか》



④今後について

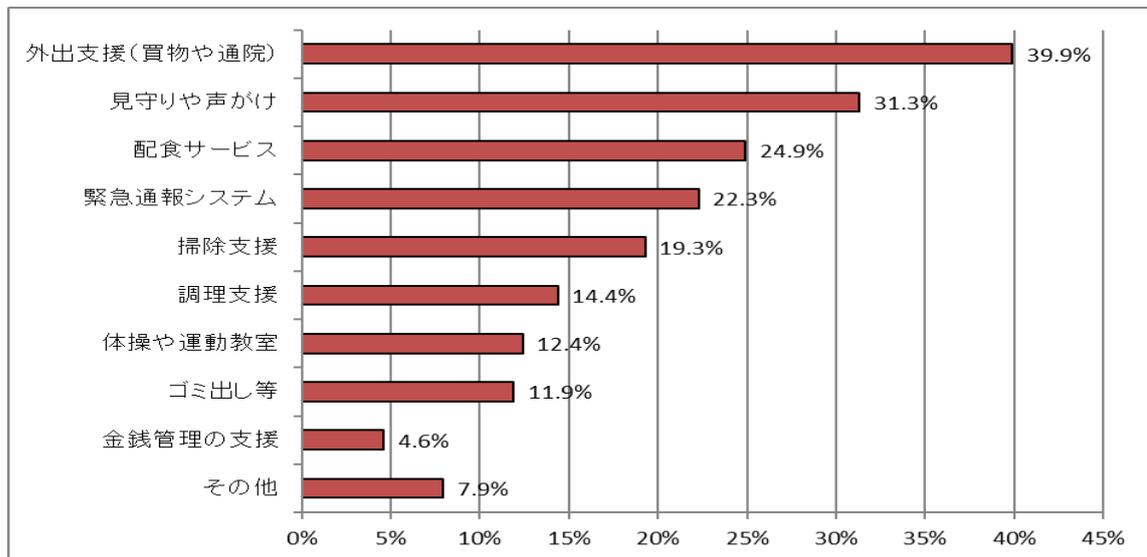
○介護が必要になった時に暮らしたい場所について、「自宅」が 44.6%と最も高く、次いで「家庭的な雰囲気の小規模な施設」が 15.8%、「高齢者向けのケア付き住宅」が 8.8%となっています（図10）。

《図10：仮に介護が必要になった時どこで暮らしたいですか》



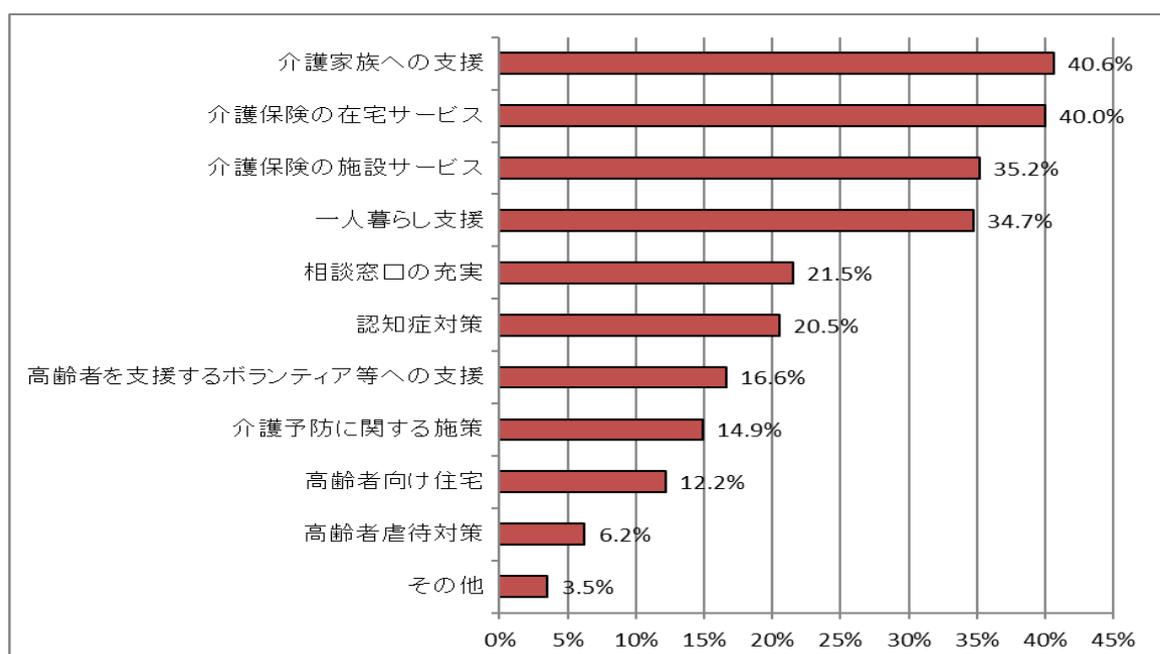
○在宅生活を続けるうえで、利用したいサービスや取組について、「外出支援（買物や通院）」が39.9%と最も高く、次いで「見守りや声かけ」が31.3%、「配食サービス」が24.9%となっています（図11）。

《図11：在宅生活を続けるうえで、利用したいサービスや取組は何ですか（複数回答）》



○今後充実を希望する高齢者施策について、「介護している家族への支援」が40.6%と最も高く、次いで「介護保険の在宅サービス」が40.0%、「介護保険の施設サービス」が35.2%となっています（図12）。

《図12：どのような高齢者施策の充実を望みますか（複数回答）》



⑤リスク判定結果

ニーズ調査の各リスク要因に関する設問の該当状況により、該当者の割合を判定しています。

	リスク	該当者の割合	リスク要因
①	運動器機能低下	28.0%	階段昇降時に手すりや支えが必要
			立ち上がり時に支えが必要
			15分連続歩行できない
②	転倒リスク	34.9%	1年間の転倒経験
			転倒に対する不安
③	閉じこもり傾向	27.8%	外出は週1回未満
④	低栄養傾向	1.3%	BMIが18.5未満
			2～3kgの体重減少
⑤	口腔機能低下	27.9%	固いものが食べにくい（咀嚼機能低下）
			お茶や汁物等でむせる
			口の渇きが気になる
⑥	認知機能低下	47.0%	物忘れが多いと感じる
⑦	うつ傾向	43.3%	気分が沈む、ゆううつ
			興味がわかない、楽しめない
⑧	手段的自立度 IADL低下	27.6%	交通手段での外出が困難
			食事・日用品の買物が困難
			食事の用意が困難
			請求書の支払いが困難
			預貯金の出し入れが困難
⑨	知的能動性	47.3%	年金などの書類が書けない
			新聞を読んでいない
			本や雑誌を読んでいない
			健康についての関心がない
⑩	社会的役割	51.0%	友人の家を訪ねていない
			家族・友人からの相談事困難
			病気見舞い困難
			若い人との交流困難

- ・①～⑦は「該当者」の割合
- ・⑧～⑩は「やや低い」「低い」を合算した割合

⑥まとめ

家族構成をみると、ひとり暮らしと夫婦2人暮らしを併せた高齢者世帯の割合が高いことから、今後の生活においてさらに介護サービスや生活支援が必要となることが推察されます。

日常生活では、趣味や生きがいを持っている方ほど、外出する機会も多く健康状態もよいと感じていることから、社会参加から生きがいを見い出すため、外出への機会づくりや、見守り・声かけなど、地域の支え合いの体制を推進していくことが重要と考えます。

さらに「介護が必要になった時どこで暮らしたいか」との問いでは、「自宅」と答えた人の割合が最も高く、「高齢者施策の充実」についての問いも、介護している家族への支援や介護保険の在宅サービスの充実が求められるなど、自宅を中心とした支援が望まれています。

高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、要介護状態になる前の高齢者に対する効果的な介護予防のための取組を計画に反映していくことが重要と考えます。

(2) 在宅介護実態調査

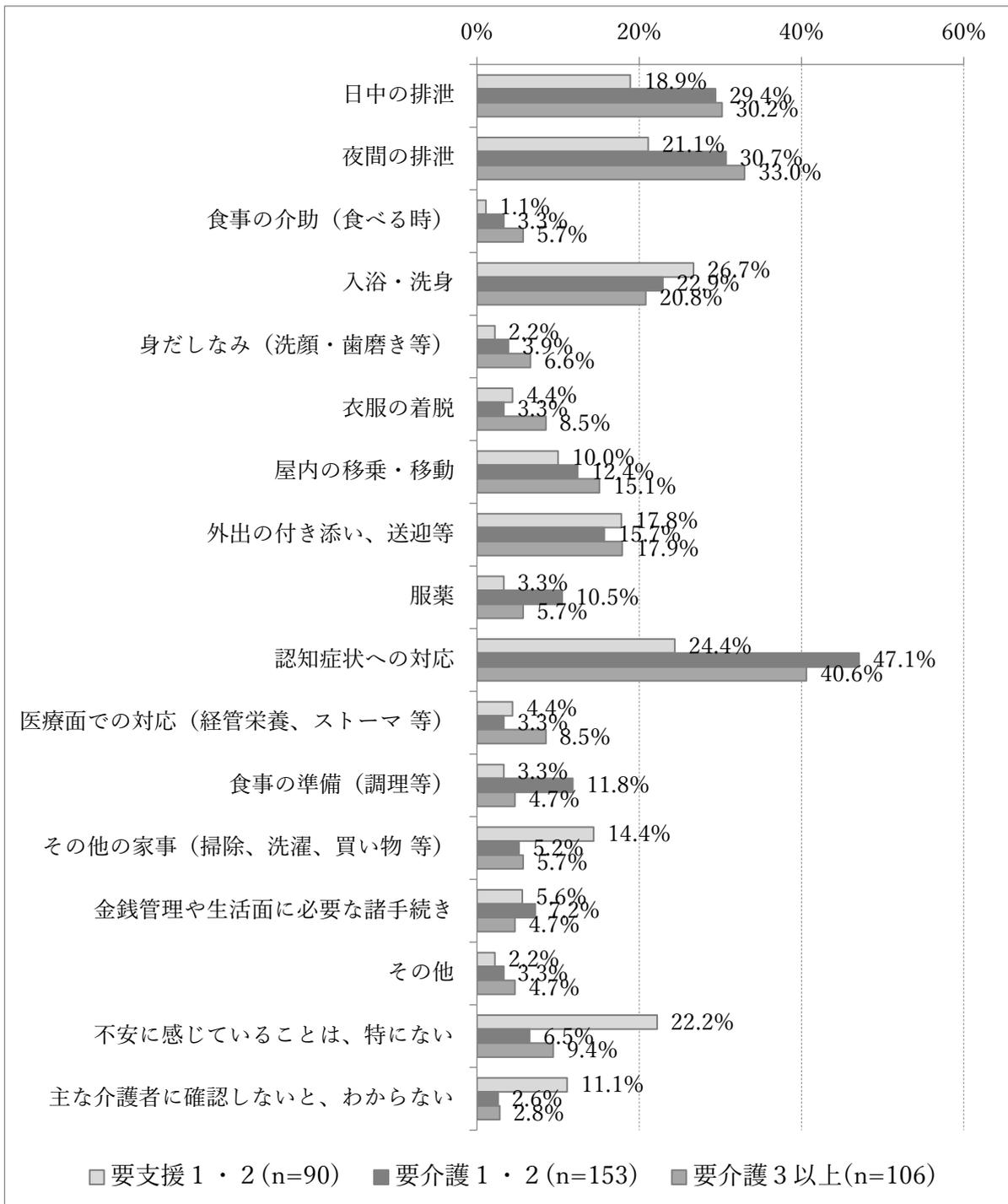
調査目的	高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するため
調査対象者	在宅の要支援・要介護者のうち、認定の更新申請・区分変更申請者
調査期間	令和元年12月2日～令和2年2月29日
調査方法	認定調査員による聞き取り調査と、調査対象者の要介護認定データを合わせた調査
配布数	473人
有効回答数	466人(認定データ)
有効回答率	98.5%

【調査結果の概要】

①在宅生活の継続に向けて

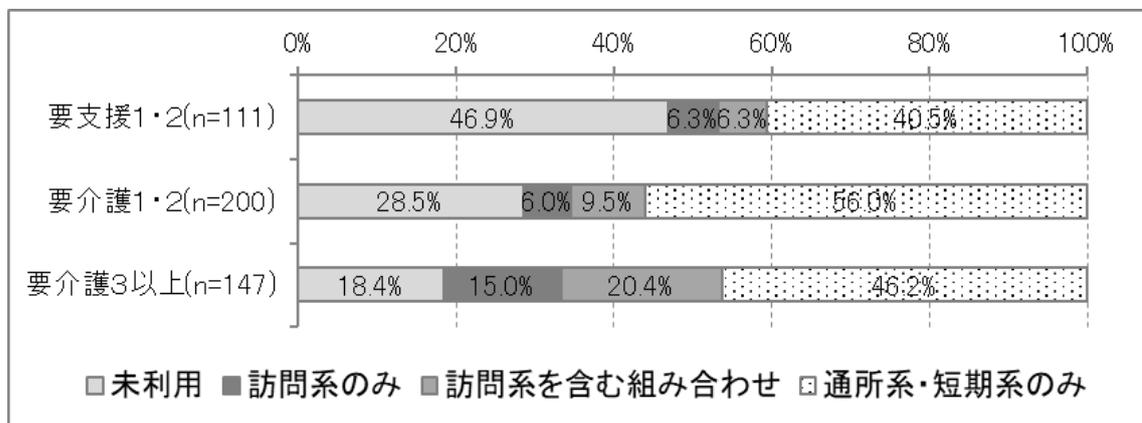
○現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護について、特に「認知症への対応」に係る不安が大きい傾向がみられました（図1）。

《図1：要介護度別 介護者が不安を感じる介護》



○サービス利用の組合せについて、要介護度の重度化に伴い、徐々に「訪問系サービスを含む組合せ利用」の割合が増加する傾向がみられました（図2）。

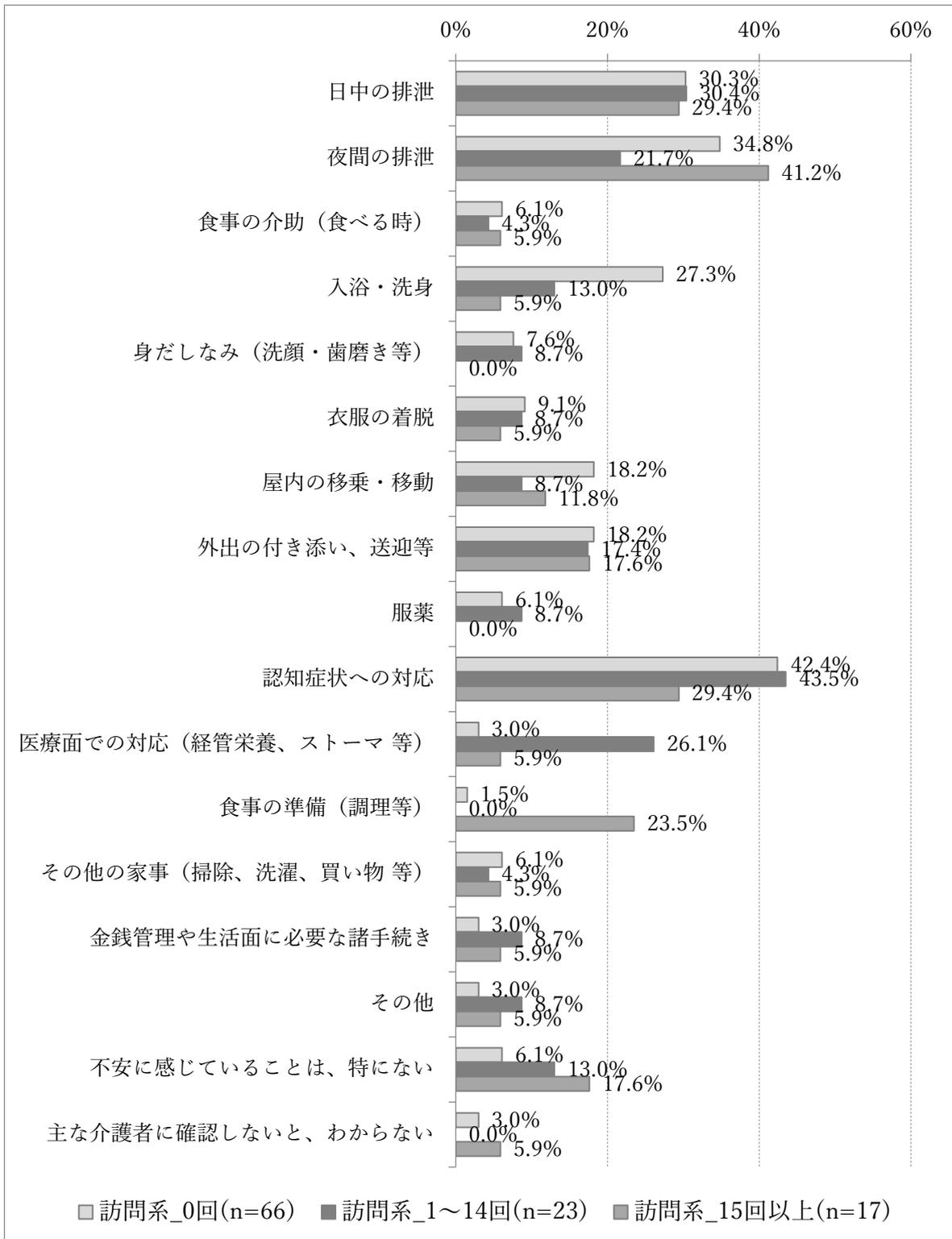
《図2：要介護度別 サービス利用の組合せ》



在宅生活の継続には訪問型サービスの利用が有効です。

○サービスの利用回数と、介護者が不安を感じる介護の関係をみると、訪問系サービスを頻回に利用しているケース（月15回以上）で、特に「認知症への対応」に係る介護者の不安が軽減される傾向がみられました（図3）。

《図3：サービス利用回数別 介護者が不安を感じる介護（訪問系、要介護3以上）》



【まとめ】

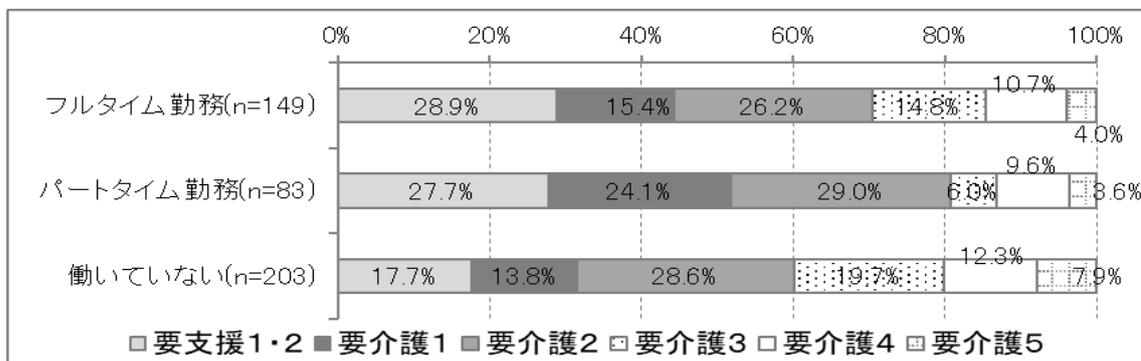
以上のことから、多頻度の訪問系サービスの利用を軸としながら、介護者の負担を軽減する通所系、短期系サービスを組合わせて利用するのが効果的であると考えられます。

②家族等介護者の就労継続に向けて

○介護サービスのニーズは、要介護者の状況だけでなく、介護者の就労状況等によっても異なると考えられます。

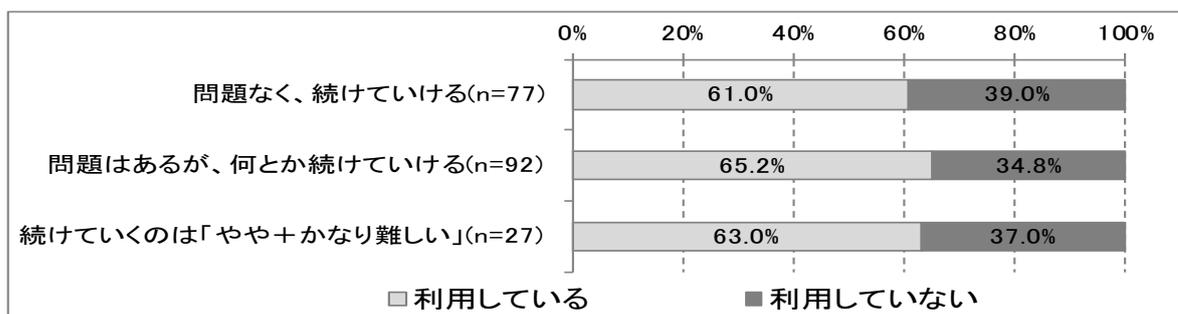
就労している介護者に比べ就労していない介護者では、「要介護3」以上の割合が高くなっています（図4）。

《図4：就労状況別 要介護度》

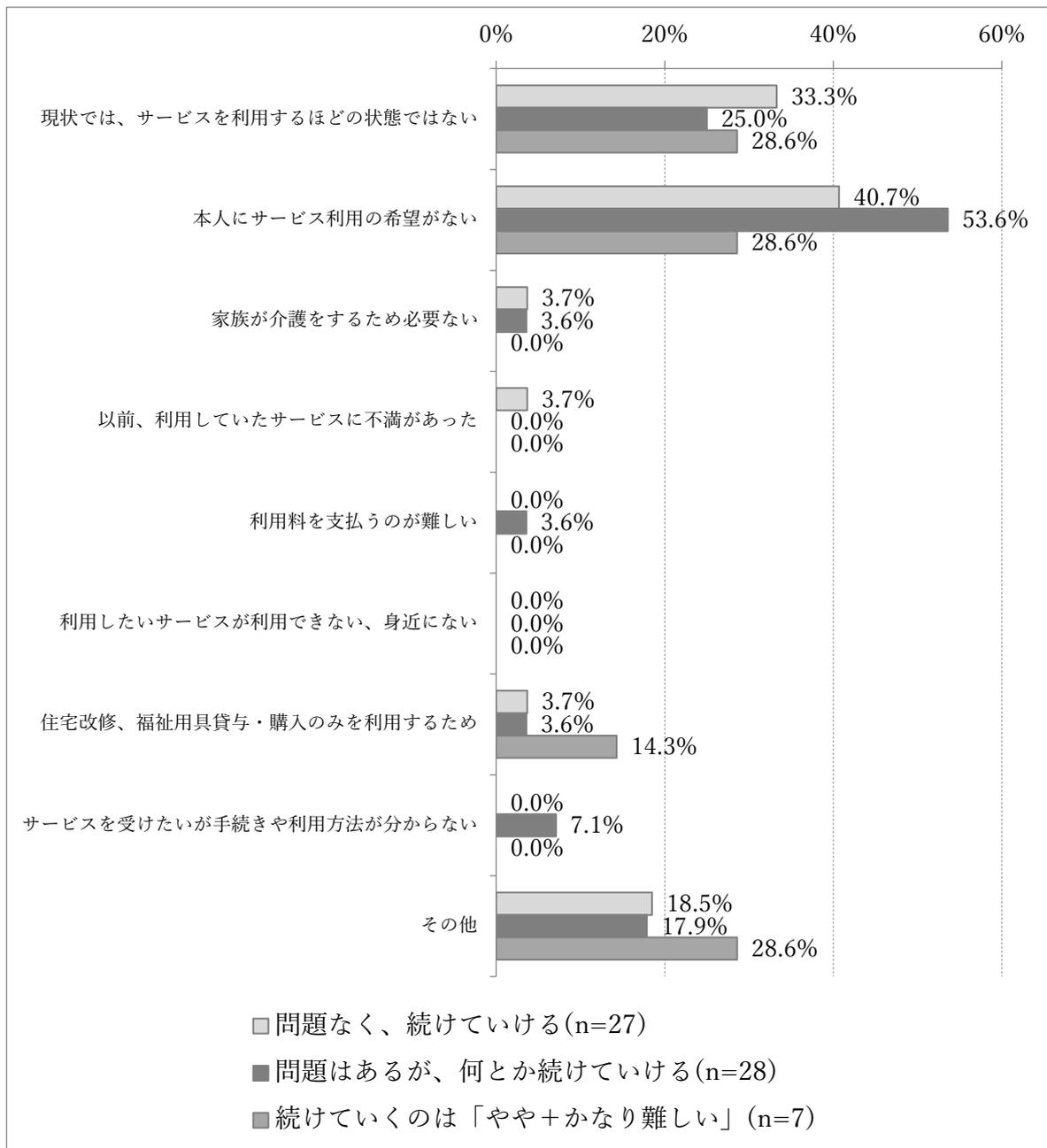


○サービスの利用状況について、就労継続見込み別にみると、利用している割合の差はわずかでしたが、サービス未利用の理由として、「サービスを利用するほどの状態ではない」「本人にサービス利用の希望がない」といった割合が高く、実際にはサービスの必要性が高いにもかかわらず、利用されていない場合も考えられ、サービス利用の推進を図ることが重要であると考えられます（図5、図6）。

《図5：就労継続見込み別 介護保険サービス利用の有無（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）》

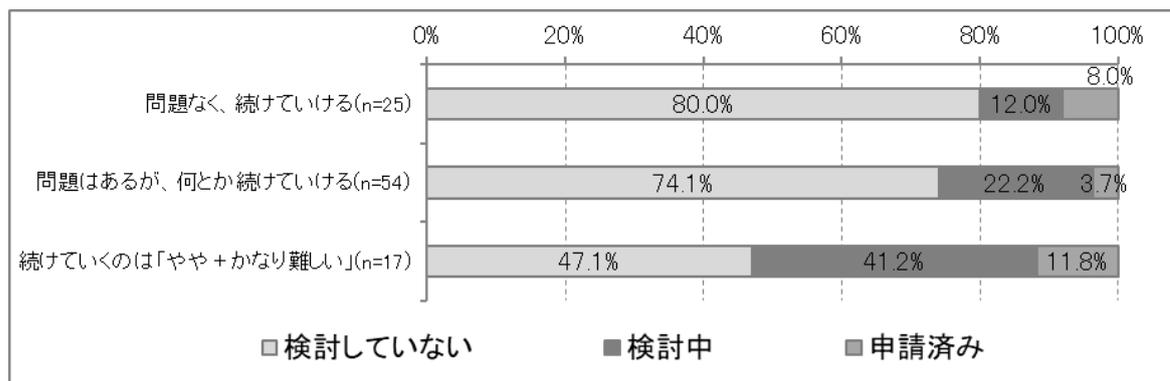


《図6：就労継続見込み別 サービス未利用の理由（フルタイム勤務＋パート勤務）》



○就労継続見込み別施設等入所の検討については、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」人において、検討中の割合が高くなる傾向にあります。一方で検討していない割合も5割弱を占めます。介護者の就労継続見込みが厳しくなった場合も、施設入所に限らず、在宅を継続する中での支援を求める層も少なくないと考えます（図7）。

《図7 就労継続見込み別 施設等入所検討の状況
（要介護2以上、フルタイム勤務+パートタイム勤務）》



在宅生活の継続には家族の協力や介護サービスの利用が有効です。

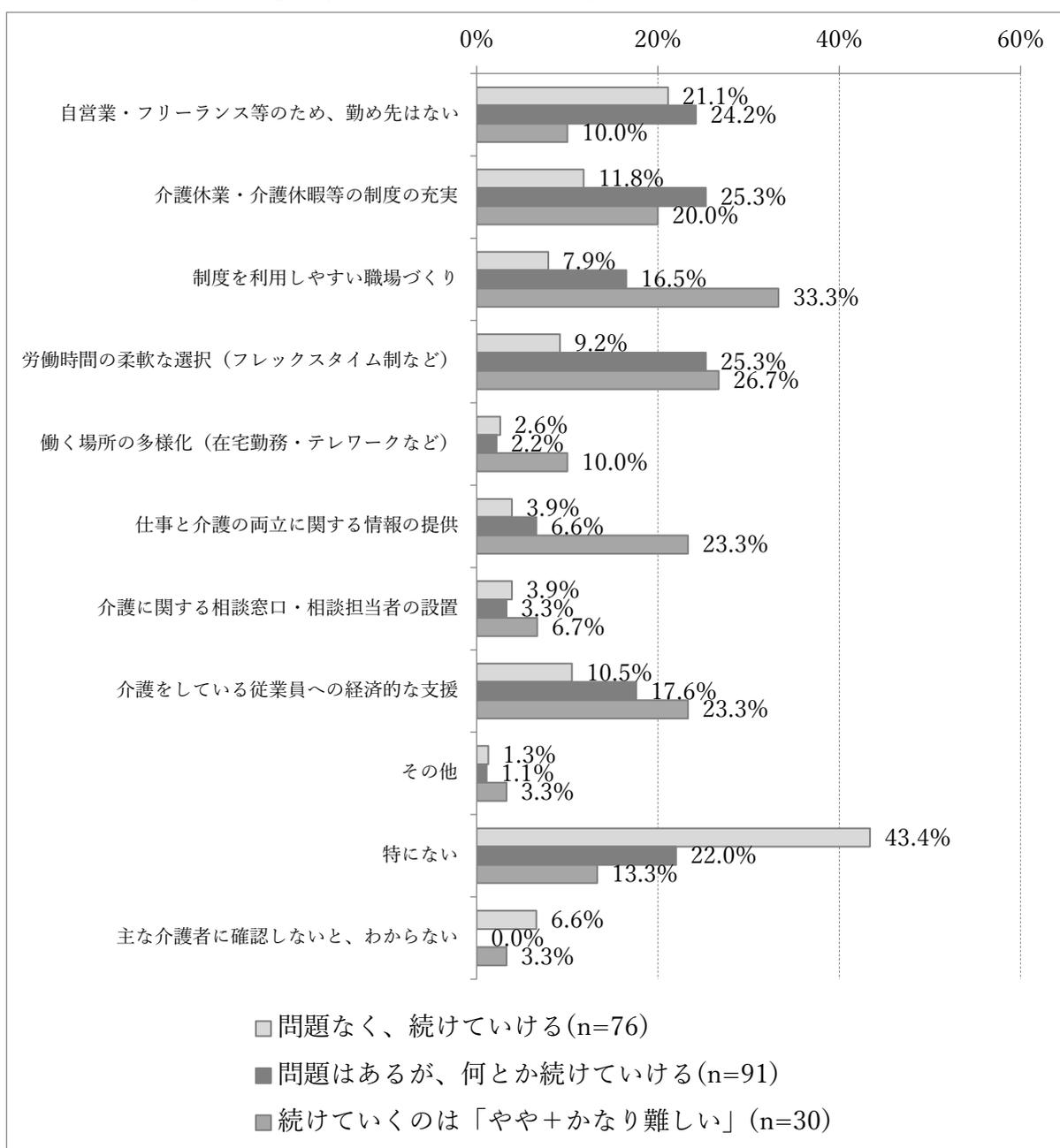
【まとめ】

以上のことから、介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所系サービスの組合せを活用することが仕事と介護の両立を継続させるポイントになると考えられます。

また、勤め先からの支援として、介護のために何らかの仕事の調整が必要になった場合、状況に応じて必要な制度が利用できる職場環境も重要です（図8）。

企業が制度の導入だけでなく、介護に直面する前から「仕事と介護の両立」に関する情報提供を行うよう促すことが有効だと考えられます。

《図8：就労継続見込み別 効果的な勤め先からの支援》



第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまちづくり ～地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて～

高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画では、前計画の基本理念である「住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまちづくり」を継承するとともに、副題として「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて」を掲げ、その実現を目指します。

本市の総合計画では、「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」を将来像として定め、誰もが夢や希望で笑顔に包まれ、豊かな自然と調和のとれた生活環境の中で、登米市に住み続けたい、住みたいと思うまちづくりの実現を目指しています。

高齢者福祉の分野では、まちづくりの基本政策である「安全安心な暮らしが支える笑顔で健康に「いきる」まちづくり」の中で「地域包括ケア体制の充実・強化」「高齢者福祉の充実」「介護保険事業の推進」を施策の目標として進めています。

高齢化が進む中、団塊の世代すべてが 75 歳以上となる令和 7（2025）年と、さらにその先の現役世代が急減する令和 22（2040）年を見据え、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

本計画では、地域の多様な主体が持つ強みや資源を有効活用することで各種課題の解決に取り組むとともに、市民・事業者・行政それぞれが主体となり、身近な地域で高齢者の生活を支えるなど、きめ細やかな支援を図ることで、高齢者福祉施策の推進と持続可能な介護保険制度の運営に努めます。

—地域包括ケアシステムの体系図（イメージ）—

「地域包括ケアシステム」とは、病気や要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」が一体的に提供される仕組みのことです。

超高齢社会に向けて、いつまでも元気でいきいきと暮らすためには、本人及び家族が「どのような心構えで暮らしていくのか」「市民ができる介護予防や生活支援の取組は何か」「どんな医療や介護・福祉サービスが必要なのか」を考え、地域全体で支える体制づくりを進めていくことが求められます。

本市では、地域包括ケア体制推進会議において、関係機関と連携しながら情報共有及び推進方策の検討を行っています。

登米市地域包括ケアシステムの体系図



2 基本目標

基本目標 1 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

高齢者のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の増加などから、今後、安心して日常生活を送るための介護サービスや生活支援のニーズは増加及び多様化していくことが推測され、そのニーズに対応する環境づくりが必要です。

高齢者の実態と動向の調査結果をみると、介護が必要となった場合に約半数の方が自宅での介護を望んでいることから、在宅で暮らしていくための取組が求められているとともに、介護者が不安を感じる介護の内容として、「認知症への対応」が高くなっており、介護している家族への支援も必要です。

また、認知症高齢者の数は、高齢化の進展に伴い更なる増加が見込まれており、認知症の人を単に支えられる側として考えるのではなく、認知症の方に寄り添いながら、認知症の方が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、環境整備を行っていくことが求められています。

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、適切なサービスや支援を実施し、地域包括ケアの深化に努めます。

基本目標 2 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

高齢になっても生き生きと元気に過ごせるよう、市民自らが主体的に健康づくりや介護予防に取り組み、地域との関わり等を通じた生きがいづくりが必要です。

高齢者の実態と動向の調査結果をみると、高齢者のリスクは、運動機能を要因とするものよりも、認知機能やうつ、社会的役割を要因とするものが高くなっている状況にあります。

運動機能の維持・向上とともに、趣味や生きがいを持って社会参加するということが介護予防や健康づくりに大きく影響することがうかがえます。

人との交流が社会参加へのきっかけにもつながることから、身近な地域における集いの場を通じた介護予防活動を効果的に推進していきます。

また、地域の助け合いにおいて自身が手伝えること、また、手伝ってほしいこととして「話し相手」や「見守り」の割合が高いことから、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことが重要です。

高齢になっても、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができる環境づくりとともに、高齢者が地域の担い手として活躍できる場や身近な地域で気軽に参加できる活動の場の提供等の取組に努めます。

基本目標 3 適切なサービスや支援が受けられる基盤整備

高齢化が進行し、団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する令和22（2040）年を見据えたサービス基盤や人的基盤の整備に向けた取り組みが必要となっています。

本市においても高齢化が深刻な状況となっている中、市民のニーズ等を踏まえながら、必要に応じたサービスを利用できる体制づくりのため、市民並びに事業者に対する周知と情報提供に努めるとともに、適切な要介護認定、また過不足のないサービス確保とサービスの質の向上のために関係機関との連携や事業所指導等により、介護給付の適正化に努めます。

また、介護ニーズの増加に伴い、その担い手となる介護人材の確保は全国的にも大きな課題であり、本市としても県及び他自治体との連携により、介護人材の確保・定着に向けた取組に努めます。

3 施策体系

基本
理念

住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて～

基本目標1 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

施策の展開

(1) 在宅福祉サービスの充実

- ① ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業
- ② 配食サービス事業
- ③ 外出支援サービス事業
- ④ 介護用品支給事業
- ⑤ 軽度生活援助サービス事業
- ⑥ 高齢者見守り事業
- ⑦ ホームヘルプサービス利用者負担金給付事業

(2) 介護者への支援の充実

- ① 家族介護継続支援事業
- ② 家族介護慰労金支給事業

(3) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 地域ケア会議の充実
- ③ 相談体制の充実

(4) 認知症高齢者支援の充実

- ① 認知症初期集中支援推進事業
- ② 物忘れ相談の開催
- ③ 認知症地域支援推進員設置事業
- ④ 認知症サポーター養成講座

(5) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

- ① 高齢者虐待防止及び対応の推進
- ② 成年後見制度利用支援事業

(6) 在宅医療・介護連携の充実

- ① 在宅医療・介護の連携

(7) 安心して住み続けることのできる住まいづくり

- ① 養護老人ホーム
- ② 生活支援ハウス
- ③ 介護家族支援レスパイト事業
- ④ 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ⑤ 有料老人ホーム
- ⑥ サービス付き高齢者向け住宅
- ⑦ 宿泊サービス提供事業所（お泊りデイサービス）

(8) 災害や感染症対策に係る体制整備

- ① 避難行動要支援者名簿の整備
- ② 福祉避難所の整備
- ③ 災害に対する備え
- ④ 感染症に対する備え

基本目標2 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

施策の展開

(1) 介護予防の効果的な推進

1) 介護予防・生活支援サービス事業

- ① 訪問型サービス
- ② 通所型サービス
- ③ 介護予防ケアマネジメント

2) 一般介護予防事業

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 生きがいのある暮らしへの支援

- ① 高齢者の就労支援・就労の場の確保
- ② 高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業
- ③ 高齢者福祉施設運営事業
- ④ 老人クラブ補助事業
- ⑤ 敬老祝金
- ⑥ 敬老行事補助金
- ⑦ 生きがい対応デイサービス事業

(3) 生活支援体制整備の推進

- ① 生活支援体制整備

基本目標3 適切なサービスや支援が受けられる基盤体制

施策の展開

(1) 適切な要介護認定の実施

- ① 適切な認定調査実施体制の確保
- ② 認定審査の平準化

(2) 介護基盤の整備

- ① 居宅介護サービスの充実
- ② 地域密着型サービスの充実
- ③ 施設サービスの充実
- ④ 居宅介護支援サービスの充実

(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営

- ① 介護給付費の適正化
- ② 介護保険制度の円滑な運営
- ③ 介護サービス事業者との連携
- ④ 安全管理の徹底・強化
- ⑤ 事業者情報提供の充実
- ⑥ 介護保険制度の趣旨の普及・啓発

(4) 低所得者対策の推進

- ① 低所得者に対する保険料の軽減
- ② 特定入所者介護サービス費の支給
- ③ 社会福祉法人等による生計困難者利用者負担軽減事業
- ④ 介護保険料の減免

(5) 介護人材の確保

- ① 就職相談会・事業所見学会の実施
- ② 初任者研修受講の促進
- ③ 介護人材の裾野の拡大
- ④ 介護人材のスキルアップ

第 4 章 施策の展開

1 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

(1) 在宅福祉サービスの充実

ライフスタイルの多様化等により、地域における人と人とのつながりが希薄化しており、日常的な声かけや緊急時の支援が必要です。

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、多様なニーズに応じた適切なサービスや支援を実施します。

■主な取り組み

① ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

【現 状】

○在宅のひとり暮らし高齢者等に緊急通報機器を貸与することにより、緊急事態に迅速に対応できる体制を整備し、高齢者の日常生活上の安全確保と精神的な不安の解消を図っています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利 用 者 数	339 人	329 人	331 人

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

○今後、ひとり暮らし高齢者等の増加が予想され、それに伴い緊急通報システム利用者の増加も見込まれます。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、緊急時の対応がスムーズに行える体制を継続します。

《 見 込 み 》	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利 用 者 数	332 人	334 人	335 人

② 配食サービス事業

【現 状】

○調理が困難な在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に、栄養バランスの良い食事を週3回以内で提供し、高齢者の健康維持、日常生活の安定を図っています。

○当事業は、高齢者の生活支援や見守りとともに、調理・配達によるボランティアの育成も行っています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用登録者数	352人	304人	296人
配食数	24,583食	24,018食	23,748食

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支援するため、調理が困難な高齢者の栄養管理と、配達時の安否確認による高齢者見守り体制を維持します。

《見込み》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用登録者数	288人	281人	273人
配食数	23,481食	23,217食	22,956食

③ 外出支援サービス事業

【現 状】

○歩行が困難で、自力での公共交通機関利用ができない在宅の高齢者等に、福祉車両の運行または貸し出しを行うことで、高齢者等の通院や社会参加のための移動手段を確保しています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用登録者数	379人	336人	331人
利用件数	1,199件	992件	945件

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○市内の福祉輸送サービスを実施しているタクシー業者は限られていることから、高齢者等の移動手段確保のため、今後も利用者への円滑なサービス提供に努めます。

《見込み》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用登録者数	327人	323人	318人
利用件数	899件	857件	816件

④ 介護用品支給事業

【現 状】

○在宅の常時失禁状態にある高齢者等の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給しています。

○令和元年度から対象者や支給用品の見直しを図りました。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交 付 者 数	3,243 人	711 人	605 人
支 給 額	73,642,000 円	25,094,000 円	24,191,000 円

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○在宅の常時失禁状態にある高齢者等の経済的負担軽減のため、引き続き事業を継続します。

《 見 込 み 》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交 付 者 数	614 人	627 人	647 人
支 給 額	26,976,000 円	28,164,000 円	29,724,000 円

⑤ 軽度生活援助サービス事業

【現 状】

○在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、簡易な日常生活援助（食材の確保、家庭内の整理整頓、家の周りの手入れなど）を行うことで、在宅生活の継続を支援しています。

○令和元年度から対象者の見直しを図りました。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利 用 登 録 者 数	159 人	73 人	70 人
利 用 件 数	826 件	513 件	489 件

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○簡易な日常生活援助は、要介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者等の在宅生活に必要なサービスとなっていますが、地域支援事業で実施している生活援助サービスと対象者や事業内容が重なっていることから、事業集約を含めた内容の見直しを図ります。

《 見 込 み 》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 登 録 者 数	67 人	64 人	61 人
利 用 件 数	465 件	443 件	422 件

⑥ 高齢者見守り事業

【現 状】

○新聞販売店や郵便局などの戸別訪問等を行う事業者と、高齢者の見守りに関する協定を締結することで、高齢者の異変察知のための見守り体制を構築しています。

No.	協定事業所	協定締結年月日
1	みやぎ生活協同組合	平成 25 年 1 月 7 日
2	河北新報取扱店（市内 15 店）	平成 28 年 1 月 29 日
3	市内郵便局	平成 29 年 3 月 16 日

※上記のほか、宮城県が県内の金融機関や農業協同組合など同様の協定を締結しており、その内容は県内全市町村に及ぶもの。

【今後の方向性】

○協定締結事業者と連携し、今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援していきます。



⑦ ホームヘルプサービス利用者負担金給付事業

【現 状】

○障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として利用者負担上限額が0円となっている低所得者が、介護保険法による訪問介護・介護予防訪問介護を利用する場合に、その利用者負担分を給付します。

【今後の方向性】

○今後も継続して実施します。

(2) 介護者への支援の充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、支援が必要な高齢者本人だけでなく、介護者への支援が必要です。

介護に関する研修や交流会を通じて、介護者支援の充実を図ります。

■主な取り組み

① 家族介護継続支援事業

【現 状】

○高齢者を介護している家族等を対象に、高齢者の病気や介護方法、介護者の健康づくり等についての知識を学ぶ介護教室や介護者のリフレッシュを図るための交流会を開催しています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開 催 回 数	1 回	10 回	9 回
参 加 者 数	62 人	112 人	70 人

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

○今後も、家族介護者を支援するため、引き続き実施します。

② 家族介護慰労金支給事業

【現 状】

○在宅の要介護 4・5 の高齢者を常時介護する方で、過去 1 年間において介護保険サービスを利用していない市民税非課税世帯の方を対象とした家族介護慰労金制度を設けています。

【今後の方向性】

○家族介護者を支援する観点から、今後も制度を継続するとともに、周知を図ります。

（3）地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域課題の解決に向けて地域ケア会議を積極的に開催していきます。

また、高齢者を取り巻く多様な相談ニーズに対し、迅速かつ的確に対応できるよう地域包括支援センターや市の体制を強化し、相談体制の充実や職員の資質向上に努めます。

■主な取り組み

① 地域包括支援センターの機能強化

【現 状】

○地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のマネジメント及び地域ケア会議等を踏まえたケアマネジメント支援等を行っています。

○高齢者人口の増加や複雑化する相談内容など、地域包括支援センターが担う役割は大きくなっており、国で規定する保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職のほかに認知症地域支援推進員を配置し相談体制を機能強化しています。

【今後の方向性】

○地域包括支援センターの運営や活動に対する評価を定期的に行い、効果的な運営や取り組みの充実、改善等を行い運営水準の確保に努めます。

○今後も具体的な運営方針や目標、業務内容を設定するとともに、市が地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行い、一体的な運営体制を構築します。



総合支所内に配置されている地域包括支援センター

② 地域ケア会議の充実

【現 状】

○地域包括支援センターが主体となり、多職種が協働し、高齢者の自立支援の手助けとなるよう適切なケアマネジメントを行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を明らかにし、必要な資源開発や地域づくりにつなげることを目指し開催しています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開 催 回 数	38 回	38 回	36 回

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

- 地域ケア会議において、様々な機関、地域の関係者との話し合いを通じて役割分担や見守り体制など支援の充実につなげていきます。
- 生活支援コーディネーターと連携した地域課題の発掘や、個別ケースの課題分析及びケアマネジメント支援を通して地域課題を明らかにし、必要な資源開発や地域づくりに取り組んでいきます。

③ 相談体制の充実

【現 状】

- 多様な相談ニーズに対応するため、地域包括支援センターと市が月 1 回の連絡会議を開催し、連携した相談体制の構築に努めています。
- 市民が相談しやすい環境と高齢者の相談・支援窓口としての定着を図るため、地域包括支援センターを各総合支所と同じフロアに配置しています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延 べ 相 談 件 数	18,428 件	17,947 件	15,020 件

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

- 多様な相談に対応できるよう地域に潜在している社会資源等の把握に努め、必要な情報の収集に努めます。
- 支援を必要としている高齢者に対して適切な相談体制がとれるよう、民生委員をはじめとした地域のネットワークとの情報共有を推進します。
- 高齢者や、その家族が抱える介護等に対する悩みや不安を解消し、迅速かつ適切なサービスにつなげるため、高齢者支援に係る総合的な窓口として地域包括支援センターの周知を図っていきます。

(4) 認知症高齢者支援の充実

今後、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が予測されます。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の方や家族を支援するための事業を今後も継続して実施していきます。

また、認知症高齢者の早期発見・早期対応に努めます。

■主な取り組み

① 認知症初期集中支援推進事業

【現 状】

○認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援しています。

【今後の方向性】

○医療機関や介護サービス事業所、民生委員などと協力し、ひとり暮らしの認知症高齢者や認知症の介護で悩んでいる家族への支援を行います。

② 物忘れ相談の開催

【現状】

○認知症が心配な方やその家族向けに、認知症専門医による相談会を実施し、認知症の早期発見・早期対応を行っています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開 催 回 数	5 回	5 回	6 回
参 加 者 数	9 人	7 人	10 人

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

○引き続き相談の機会を設け、認知症の早期発見・早期対応につなげます。

③ 認知症地域支援推進員設置事業

【現 状】

- 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるように、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関とつなぐ連携支援を行っています。
- 認知症の方とその家族を支援するための相談業務や、認知症カフェの運営支援、認知症に関する啓発として地域での講話や認知症サポーター養成講座を行っています。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、講話開催を一定期間休止しています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
講話開催回数	35回	32回	4回
参加者数	923人	763人	146人

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

- 市が作成した「認知症ケアガイドブック」（認知症の方やその家族の方が住み慣れた地域で暮らし続けるため、症状の変化に合わせてどのような支援やサービスを利用できるのかをまとめた冊子）を活用し、各種相談窓口と地域包括支援センターの周知を図るとともに、認知症の啓発活動や地域の連携、認知症の方と家族への支援を継続して行っていきます。
- 認知症の予防につなげるため、通いの場の拡充を図ります。
- 認知症の方が望む形での支援を行うため、支援に関わる関係者の情報共有と資質の向上を図ります。

《 見 込 み 》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講話開催回数	35回	40回	45回
参加者数	665人	760人	855人

④ 認知症サポーター養成講座

【現状】

- 認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者を幅広い年代に広めるため、地域や事業所、学校において、認知症サポーターを養成しています。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、講座開催を一定期間休止しています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
養成講座開催回数	36回	12回	4回
受講者数	1,007人	365人	200人

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

- 地域での普及を継続するとともに、認知症の方と関わる機会が多いと想定される小売業や金融機関等、学校、団体等に認知症サポーター養成講座の開催を働きかけ、認知症サポーターの増加を目指します。
- 認知症サポーターが更に認知症への理解や支援方法について学ぶステップアップ講座を受講し、認知症の方やその家族への支援を行う体制（愛称：チームオレンジ）づくりを検討していきます。

《見込み》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講座開催回数	25回	26回	27回
受講者数	500人	520人	540人



認知症サポーター養成講座の様子（小学校）

(5) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

高齢者虐待の早期発見・対応と、介護する家族への支援、地域ぐるみの見守りや介護者への声かけが求められています。

高齢者虐待の早期発見、迅速かつ的確な対応に努めるとともに、認知症高齢者については、必要に応じて成年後見制度などを利用し、高齢者の権利擁護に取り組みます。

■主な取り組み

① 高齢者虐待防止及び対応の強化

【現状】

○虐待の通報があった場合には早急に事実確認を行い、必要に応じ、高齢者と介護者を分離したり、適切な公的サービス等の利用促進、介護者の支援などを行うことにより、高齢者虐待の解消に努めています。

○関係機関・団体に構成する「登米市高齢者障害者虐待対策連絡協議会」を設置し、情報共有及び防止対策推進に向けた対応を協議しています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
通 報 件 数	38 件	29 件	47 件

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

○民生委員、介護サービス事業者、医療機関、警察等と連携を図りながら、高齢者虐待の防止と早期発見、迅速・的確な対応を図ります。

○介護サービス事業者や民生委員等への研修を行うとともに、市民への相談・通報窓口について周知します。

○虐待の要因が認知症によるものが多いことから、介護者や家族が認知症に関する正しい情報を知ることで、介護者のストレスと虐待のリスクの軽減に繋げるため、認知症家族介護の支援に努めます。

② 成年後見制度利用支援事業

【現状】

○高齢者が地域において尊厳ある生活ができるよう、地域包括支援センターにおいて権利擁護に係る講話などの普及啓発を行っています。また、登米市社会福祉協議会（登米地域福祉サポートセンター「愛称：まもりーぶ」）において、高齢の方や障がいのある方などで、地域生活を送るにあたり各種手続きや金銭管理面に不安のある方に日常生活自立支援事業を行っており、市では、相談者に対し情報提供を行っています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
講話開催回数	7 回	15 回	2 回
参加者数	302 人	252 人	30 人

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

○本人や家族、民生委員などから成年後見制度に関する相談があった場合、必要に応じて申立を支援するとともに、本人や親族による成年後見人申立てが困難な場合、市が申立手続きを代行しています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市長申立件数	4 件	6 件	6 件

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

○成年後見制度を利用する認知症高齢者の増加が予測されるため、制度の普及啓発を含め継続して事業を推進します。

《見込み》	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
講話開催回数	11 回	12 回	14 回
参加者数	240 人	260 人	300 人

（6）在宅医療・介護連携の推進

医療と介護が必要な方が、住み慣れた地域で自分らしく在宅療養できる環境づくりを推進します。

また、関係職種・機関の連携を深め、在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。

■主な取り組み

① 在宅医療・介護の連携

【現状】

○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域の医療・介護の関係機関が参画する会議を開催し、現状と課題の抽出、対応策などの検討により連携強化を図っています。

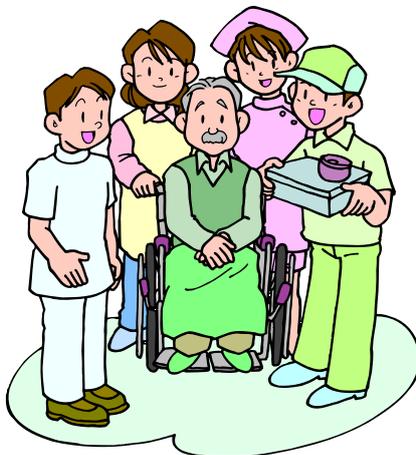
○登米市医師会及び医療・介護関係者と連携し、在宅医療・介護連携のための情報共有ツールの検討を行い、活用を進めています。

【今後の方向性】

○今後も地域の医療・介護の関係機関との連携を推進するとともに、地域住民への普及啓発を行います。

○地域の医療・介護の関係機関との情報共有を図り、課題の把握、課題の解消に向けた対応策を検討していきます。

○在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を市に設置し、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センター等からの相談を受け付けることで、関係機関の連携調整や情報提供・情報共有などにより、実情の把握に努めていきます。



在宅での療養生活を、多職種が連携して支えています。

(7) 安心して住み続けることができる住まいづくり

適切な保健・医療・介護・生活支援サービスを利用するためには、安心して住み続けることができる住居の整備が前提となります。

様々なニーズに応じた施設整備を推進し、利用を希望している方が安心して生活できるよう、施設に関する情報提供に努めます。

■主な取り組み

① 養護老人ホーム

【現状】

○経済や環境上の問題により自宅での生活が困難な高齢者を対象とする入所施設です。

○市内には1施設あり、社会的な援護を必要とする高齢者が入所しています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
措置者数	11人	4人	8人

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○適切な入所措置を行うことで、在宅生活が困難な高齢者の安定した生活につなげていきます。

② 生活支援ハウス

【現状】

○60歳以上のひとり暮らし又は夫婦のみの世帯で、高齢などのために独立して生活することに不安のある方が一定期間入所できる施設です。

○市内には1施設あり、短期入所施設として高齢者の生活を支えています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	15人	17人	15人
利用日数	1,734日	1,330日	1,573日

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○生活支援ハウスによる短期入所サービスを継続し、家庭の事情等により施設利用が必要な高齢者の安定した生活につなげていきます。

《見込み》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	16人	16人	16人
利用日数	1,710日	1,710日	1,710日

③ 介護家族支援レスパイト事業

【現状】

○緊急の事由で家族が介護できなくなった場合や、ひとり暮らし高齢者等が自宅で生活することが困難となった場合、一時的に入所できる施設です。

○高齢者虐待など、緊急の事由による利用も受け入れています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利 用 件 数	14 件	7 件	10 件
利 用 日 数	221 日	92 日	180 日

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○利用者への円滑なサービスを提供することで、家族の介護に対する不安解消と、高齢者の安定した生活につなげていきます。

《 見 込 み 》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 件 数	12 件	14 件	16 件
利 用 日 数	192 日	224 日	256 日

④ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【現状】

○60歳以上で、身の回りのことは自分でできるものの、身体機能が低下しており、自宅で生活ができない方が居住する施設で、施設は介護保険制度外ですが、介護保険の居宅サービスである特定施設入居者生活介護の適用を受けた施設では、施設内において介護サービスを受けることができます。

○令和2年4月1日現在、市内に2か所 58 床が整備されており、いずれも特定施設入居者生活介護の適用を受けた施設です。

【今後の方向性】

○利用希望者が安心して利用できるよう、施設に関する情報提供に努めます。

⑤ 有料老人ホーム

【現状】

- 必要に応じて、入居者自身が外部のサービス事業者と契約して介護保険サービスの提供を受ける「住宅型有料老人ホーム」があります。
- 令和2年3月末現在、市内に5か所、32床が整備されています。

【今後の方向性】

- 宮城県と連携し設置状況等を把握し、利用希望者が安心して利用できるよう、施設に関する情報提供に努めます。

⑥ サービス付き高齢者向け住宅

【現状】

- 安否確認、生活相談などのサービスを受けられるバリアフリー化された賃貸住宅で、施設は介護保険制度外ですが、介護サービスは必要に応じて入居者自身が併設の事業所や外部のサービス事業者と契約し、介護保険の居宅サービスを受けることができます。
- 令和2年3月末現在、市内に4か所、74床が整備されています。

【今後の方向性】

- 宮城県と連携し設置状況等を把握し、利用希望者が安心して利用できるよう、施設に関する情報提供に努めます。

⑦ 宿泊サービス提供事業所（お泊りデイサービス）

【現状】

- 通所介護（介護予防含む）、認知症対応型通所介護（介護予防含む）のサービスを提供している施設に、そのまま宿泊し、排せつ、食事等の必要な介護等の日常生活上の支援を受けることができますが、介護保険は適用されません。
- 令和2年3月末現在、市内に12か所、62床が整備されています。

【今後の方向性】

- 利用希望者が安心して利用できるよう、施設に関する情報提供に努めます。

（８）災害や感染症対策に係る体制整備

災害発生時には、高齢者や障がい者等の被災の可能性が高いことから、そういった方々の所在の把握や援護等の防災体制を整えるとともに、日頃からの防災意識の普及啓発を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症の感染拡大防止のため、日頃の衛生管理や拡大防止策の周知啓発等に努めていきます。

■主な取り組み

① 避難行動要支援者名簿の整備

【現状】

○要介護3以上の認定を受けている方や75歳以上の方のみの世帯などの災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を市が作成し、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者に情報提供しています。

《 実 績 》	平成30年度	令和元年度
登録者数（年度末）	5,597人	5,533人

【今後の方向性】

○避難行動要支援者が災害時に避難の支援を迅速かつ的確に受けられるよう、避難行動支援者名簿への登録に同意していただけるよう促すとともに、名簿の定期的な更新を図ります。

② 福祉避難所の整備

【現状】

○災害時に、市の指定避難所での生活の継続が困難な高齢者や障がい者の二次的な避難所として、特別養護老人ホームなどを運営する民間事業者と福祉避難所設置に係る協定を締結しています。

協定施設数（令和元年度年度末）	87施設
受入可能人数（令和元年度年度末）	121人

【今後の方向性】

○「地域防災計画」「災害対応マニュアル」に基づきながら、高齢者及び障がい者等の円滑な避難生活のため、福祉避難所との連携を図っていきます。

③ 災害に対する備え

【現状】

- 災害発生時における避難場所や避難方法など、災害に対する心構えについて普及啓発を図っています。
- 介護事業所等で策定している非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を、市が行っている事業所への定期指導時などに点検するとともに、災害発生時の避難に要する時間や避難経路の確認を促しています。

【今後の方向性】

- 介護事業所等に対し、実際の災害を想定した避難訓練の実施や、食料等の物資の備蓄・調達状況を定期的に確認するとともに、利用者等の防災意識を高める取組を行うよう促してまいります。

④ 感染症に対する備え

【現状】

- 感染症の感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた啓発を行っています。
- 県や関係機関と連携し、介護事業所等に対して感染拡大防止策の周知啓発や、感染症に対する研修を実施しています。

【今後の方向性】

- 介護事業所等が感染症発生時に必要となる感染防護具や消毒液などを備蓄しているか定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ってまいります。
- 県や協力医療機関等と連携した支援体制の整備を構築してまいります。
- 感染が長期化する中で生ずる様々な課題（外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、孤立しがちなひとり暮らし高齢者への支援、外出自粛下における高齢者等の健康維持など）に対応するための体制等整備を図ってまいります。

2 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

(1) 介護予防の効果的な推進

高齢者が住み慣れた地域で自らの持つ能力を最大限に生かして要介護状態になることを防ぐため、介護予防サービスの充実を図ります。

また、介護予防を推進するにあたり、高齢者の保健事業との一体的な実施が求められていることから、健診・医療・介護データ分析システムから把握した健康課題を共有するなど、市関係課や後期高齢者医療広域連合等の関係機関と連携を図りながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の取組を進めます。

介護予防の効果的な推進により、第1号被保険者に係る要介護・要支援認定者の認定率の低下を目指します。

《 目標 》	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要介護 (要支援) 認定率	20.59%	20.39%	20.29%	20.19%	19.99%

1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者と基本チェックリストにより生活機能の低下が見られると判断された方(事業対象者)を対象に、訪問型サービス、通所型サービスを市が指定した事業所で実施しています。

個々の心身の状態や必要性に合わせた介護予防のためのサービスを充実し、自立支援を目的とした介護予防ケアマネジメントとなるよう、介護予防ケアマネジメントを行っている地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を支援します。

また、国が示す介護予防・日常生活支援総合事業では、地域の実情に応じサービスの内容や基準を規定できるとされていますが、従事者の人員・設備などの基準を緩和した訪問型サービス、通所型サービスについては、地域のニーズ等を把握しながら、検討していきます。

■主な取り組み

① 訪問型サービス

【現状】

○要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を実施しています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問型サービス	1,717件	1,578件	1,470件

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○要支援者等の日常生活支援として必要とされていることから、継続して実施します。

《見込み》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	1,620件	1,620件	1,620件



自宅に訪問介護員が訪問し、在宅生活を支援します。

② 通所型サービス

【現状】

○要支援者等に対し、心身機能維持・向上のための機能訓練や、入浴・食事などの日常生活上の支援を実施しています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通所型サービス	6,148件	6,906件	6,792件

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○要支援者等の介護予防につなげるため、継続して実施します。

《見込み》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス	7,176件	7,320件	7,464件

③ 介護予防ケアマネジメント

【現状】

○要支援者等に対し、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施しています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防ケアマネジメント	5,137件	5,583件	5,400件

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○介護予防と自立支援の視点を踏まえながら、個々の心身の状況や環境・その他の状況に応じた、適正な介護予防プラン作成ができるよう支援します。

《見込み》	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアマネジメント	5,599件	5,743件	5,887件

2) 一般介護予防事業

高齢者とその支援活動に関わる方を対象に、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、介護予防地域活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業等を実施しています。

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、高齢者が生きがいや役割をもって生活できるような地域づくりを推進していきます。

元気高齢者の増加を目指し、積極的に健康づくりに取り組み、疾病予防の推進を図ります。

■主な取り組み

① 介護予防把握事業

【現状】

○閉じこもり等により何らかの支援が必要な高齢者の把握を行うとともに、対象高齢者に対して訪問し、介護予防活動へつなげています。

【今後の方向性】

○今後も支援が必要な高齢者の把握に努め、介護予防活動につなげる働きかけを行います。

② 介護予防普及啓発事業

【現状】

○生活機能の低下防止につながる知識等の普及・啓発を図るため、高齢者の通いの場等で運動・口腔・栄養・認知症などの介護予防教室を開催しています

○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、教室開催を一定期間休止しています。

《実績・見込み》		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防教室	回数	67回	80回	24回
	人数	1,169人	1,504人	400人

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○今後も住民主体の高齢者の通いの場等を活用した介護予防教室を開催し、介護予防についての普及・啓発を実施します。

《 見 込 み 》		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室	回数	80回	85回	90回
	人数	1,520人	1,615人	1,710人

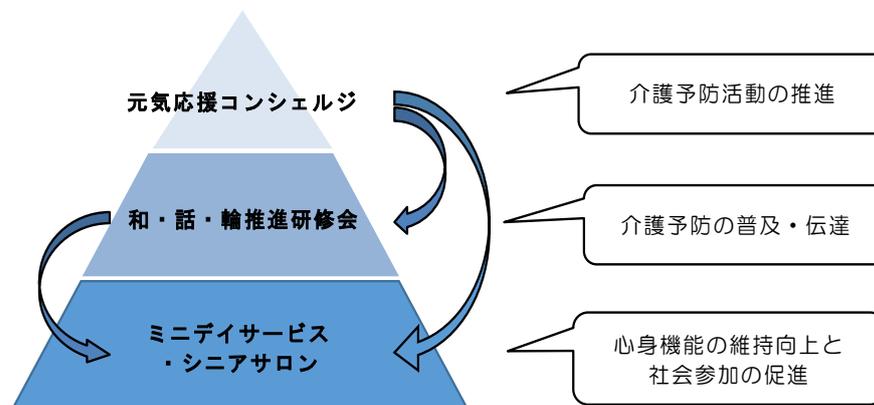
③ 地域介護予防活動支援事業

【現状】

- 地域における住民主体の介護予防活動を推進するため、高齢者の通いの場であるミニデイサービス・シニアサロンの開催支援や、リハビリ専門職と協力した介護予防体操等の普及など、継続的な介護予防活動につなげるための取組を行っています。
- 通いの場の担い手として、地域で活躍する介護予防意識の高いリーダー的人材の養成や、介護予防について学び実践する力を身につけた介護予防ボランティアを育成しています。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、事業等を一定期間休止しています。

《 実績・見込み 》		平成30年度	令和元年度	令和2年度
ミニデイサービス・シニアサロン	回数	3,305回	3,401回	2,231回
	延べ人数	34,401人	32,808人	18,293人
介護予防リーダー養成研修	回数	8回	8回	3回
	延べ人数	334人	338人	100人
介護予防ボランティア研修	回数	54回	54回	18回
	延べ人数	2,183人	2,268人	540人
集いの場づくり 介護予防事業	回数	59回	16回	10回
	延べ人数	890人	231人	96人

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。



地域介護予防活動支援事業イメージ

【今後の方向性】

- 地域における住民主体の介護予防活動を推進するため、高齢者の通いの場であるミニデイサービス・シニアサロンの開催支援や、継続的な介護予防活動につなげるための体操等の継続した取組を支援します。
- 今後も介護予防について学び、実践する力を身につけた介護予防ボランティアを育成するとともに、自主的に地域で活動できるような支援・体制づくりに努めます。

《 見 込 み 》		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ミニデイサービス・シニアサロン	回数	3,400回	3,650回	3,900回
	登録人数	6,680人	6,700人	6,720人
	延べ人数	34000人	36,500人	39,000人
介護予防リーダー養成研修	回数	3回	3回	3回
	実人数	50人	50人	50人
	延べ人数	135人	135人	135人
介護予防ボランティア研修	回数	45回	45回	45回
	実人数	707人	729人	751人
	延べ人数	1,870人	1,910人	1,950人
集いの場づくり 介護予防事業	回数	18回	21回	24回
	実人数	225人	270人	315人
	延べ人数	270人	315人	360人

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

【現状】

- 地域における自立支援や介護予防の取組を機能強化するため、リハビリ専門職を住民主体の通いの場や地域ケア会議等へ派遣し、助言・指導を行っています。

【今後の方向性】

- 引き続き、住民や事業者など地域全体へ自立支援・介護予防に関する普及啓発を行うとともに、地域ケア会議や地域の通いの場などにリハビリ専門職を含めた多職種講師を派遣し、幅広く包括的な介護予防活動を展開します。

(2) 生きがいのある暮らしへの支援

高齢者が地域の中で生きがいをもって暮らしていくため、高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めていきます。

また、文化・スポーツの振興、就業機会や社会参加の拡大により、高齢者が地域の中で健康に暮らせる基盤をつくります。

■主な取り組み

① 高齢者の就労支援・就労の場の確保

【現状】

○シルバー人材センターは、家庭や事業所等から臨時的・短期的な仕事を引き受け、それを自分の経験や技能を活かしたい高齢者に紹介することで、高齢者の就労機会を広げており、本市でも多くの高齢者が会員となり、活躍しています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
会 員 数	854 人	849 人	850 人
就 業 実 人 数	649 人	589 人	590 人
就 業 率	76.0%	69.4%	69.4%

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

○高齢者の地域における就労機会を確保し、仕事を安定的に供給できるよう、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、高齢者の就労機会の創出や支援に努めます。



これまでの経験を生かして、除草作業や樹木の剪定など、さまざまな依頼に応えています。



② 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【現状】

- 高齢者福祉施設や公民館等では、各種講座や文化・スポーツ活動などの生きがい事業が展開されており、各々の趣味などに応じた活動に参加することで、心身機能の維持向上が期待できるとともに、高齢者の社会参加にもつながっています。
- 地域や公共施設等の環境美化活動のほか、学校行事における郷土芸能の伝承などのボランティア活動により、世代を超えた交流を行っています。

【今後の方向性】

- 高齢者が健康で生きがいを持つことは、介護予防や認知症予防だけでなく、高齢者自身の生活の活力を維持することにつながることから、関係団体と連携しながら、生きがいづくりや自己実現の場として多様な学習機会やスポーツに親しむ機会を提供していきます。

③ 高齢者福祉施設運営事業

【現状】

- 高齢者福祉施設として、老人福祉センターを7か所、高齢者創造館を1か所、高齢者コミュニティセンターを1か所設置し、運営しています。
- 老人福祉センター6施設に指定管理者制度を導入し、民間活力を活用した管理運営を行うことにより、利便性の向上を図っています。

施設名称	管理形態	備考（今後の予定）
迫老人福祉センター	指定管理（H21～）	
登米老人福祉センター	指定管理（H21～）	
東和地域福祉センター	指定管理（H18～）	令和4年度廃止
中田老人福祉センター	指定管理（H21～）	
石越福祉センター	指定管理（H18～）	
南方老人福祉センター	指定管理（H23～）	
津山老人福祉センター	市直営管理	
豊里高齢者趣味の交流館	市直営管理	
登米高齢者コミュニティセンター	市直営管理	

【今後の方向性】

- 公共施設等総合管理計画に基づいた管理・運営を行うとともに、利用者ニーズや利用状況等を勘案しながら、施設のあり方を検討していきます。

④ 老人クラブ補助事業

【現状】

○老人クラブは、会員相互の親睦や、高齢者の知識・経験・技能を活かした社会貢献を行うことで、高齢者の孤立感の解消や社会奉仕活動の普及などの役割を果たしています。

○近年は、会員の高齢化や後継者不足に加え、就労や高齢者自身の価値観の変化により、会員数は年々減少しています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ク ラ ブ 数	143 クラブ	144 クラブ	141 クラブ
会 員 数	5,969 人	5,899 人	5,588 人

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

○今後も充実した老人クラブ活動が継続できるよう支援することで、高齢者の生きがいがづくり活動を推進します。

《 見 込 み 》	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ク ラ ブ 数	141 クラブ	141 クラブ	141 クラブ
会 員 数	5,588 人	5,588 人	5,588 人

⑤ 敬老祝金

【現状】

○長寿のお祝いとして、高齢者に対し、敬老祝金を贈呈しています。

○令和 2 年度に対象者の見直しを図りました。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対 象 者 数	814 人	900 人	241 人
支 給 額	21,940,000 円	25,870,000 円	7,860,000 円

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

○敬老祝金を支給することにより、市民の高齢者に対する敬意と健康長寿への関心につながることから、今後も継続して実施します。

《 見 込 み 》	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対 象 者 数	270 人	302 人	338 人
支 給 額	8,920,000 円	10,120,000 円	11,480,000 円

⑥ 敬老行事補助金

【現状】

- 行政区や自治会、特別養護老人ホーム等において、敬老行事を開催した場合に補助しています。
- 敬老行事は、地域に密着した行事として、地域毎に工夫された事業内容で実施されており、高齢者に対する敬意と健康長寿への関心につながっています。
- 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、敬老行事を開催せず敬老祝品の贈呈のみ行う場合も特例として補助金を交付しています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
積算対象	13,185 人	13,042 人	12,740 人
交付額	26,370,000 円	26,084,000 円	15,776,000 円

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

- 敬老行事開催により、高齢者に対する敬意と健康長寿への関心につながることから、今後も地域に密着した行事として取り組んでもらえるよう支援していきます。

《見込み》	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積算対象	12,537 人	12,337 人	12,140 人
交付額	25,074,000 円	24,674,000 円	24,280,000 円

⑦ 生きがい対応デイサービス事業

【現状】

- 在宅高齢者の心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消、生きがい活動支援のため、各町域で実施しています。
- 令和元年度及び令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、事業を一定期間休止しています。

《実績・見込み》	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延べ利用者数	3,087 人	2,454 人	2,231 人

※平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2 年度は見込み。

【今後の方向性】

- 地域支援事業で実施している通所型サービスや、ミニデイサービス・シニアサロンと対象者や事業内容が重なっていることから、事業集約を含めた内容の見直しを図ります。

《見込み》	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用者数	2,543 人	2,405 人	2,275 人

(3) 生活支援体制整備の推進

圏域毎の地域の実情を把握し、その課題に応じて、既存のサービスとのマッチングや、地域住民及びボランティア等が運営する集いの場や地域主体の生活支援を推進することで、高齢者の在宅での生活を支えていきます。

サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性にならないよう、高齢者の社会参加を進め、世代を超えて住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

■主な取り組み

① 生活支援体制整備

【現状】

○在宅高齢者の生活支援の充実・強化を図るため、市全体と生活圏域毎に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するとともに、住民主体の多様な助け合い活動の創出とネットワークづくりのため協議体を設置し、ボランティアやNPO、民間企業や社会福祉法人などの多様な主体により生活支援サービスが提供できるような地域の支え合い体制の整備に取り組んでいます。

【今後の方向性】

- 高齢者が多様な生活支援サービスの利用や社会参加ができるような地域づくりに向け、継続して取り組んでいきます。
- 生活支援コーディネーターが情報収集した地域資源や活動を広く周知するとともに、高齢者のニーズに応じた支援ができるよう活動団体への働きかけやサービス提供に向けた体制づくりなどの支援を行います。
- 関係者間の情報共有とネットワーク化を図り、地域における生活支援等の機能向上を図ります。



協議体の話し合いから生まれた いしこし助け合いサービス

3 適切なサービスや支援が受けられる 基盤整備

(1) 適切な要介護認定の実施

介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき、今後も引き続き適切な要介護認定の実施に努めます。

■主な取り組み

① 適切な認定調査実施体制の確保

【現状】

- 認定調査員の研修や委託する事業所への指導を通じて、適切な認定調査を実施しています。
- 本市独自の認定調査マニュアルを作成し、認定調査の適正化を図っています。

【今後の方向性】

- 今後も、適切な認定調査に努めます。



② 認定審査の平準化

【現状】

- 介護認定審査会委員の研修や認定審査会における委員同士の情報共有などを通じて、認定審査の平準化を図っています。

【今後の方向性】

- 今後も、認定審査の平準化を図り、適切な審査に努めます。

(2) 介護基盤の整備

要支援・要介護認定者の状態やニーズに対応できるよう、サービスの質の向上と量の確保により、適切な提供体制を整備します。

また、介護基盤の整備を進めることにより、家族の介護を理由とした介護離職を防ぐことにつなげていきます。

■主な取り組み

① 居宅介護サービスの充実

【現状】

- 高齢者が、必要な時に必要なサービスを利用できる居宅介護サービスの提供体制の確保に努めています。
- 第7期計画に基づき、特定施設入居者生活介護において、ケアハウス1施設で20床の増床を行いました。

【今後の方向性】

- 共生型サービスについては、障害福祉サービス事業所等が介護保険事業所の指定を受けられるよう、国から示される基準や通知等を踏まえ普及に取り組みます。

サービス名称	現状	今後の方向性
① 訪問介護	月平均 530 名前後の利用者が 1 人1月当たり 20 回の利用をしています。	在宅生活の継続に必要なサービスであり、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。
② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	【介護】月平均 160 名前後の利用者が 1 人1月当たり 5 回の利用をしています。 【予防】利用はありませんでした。	介護度が重度化するほど利用率が高くなる傾向があり、在宅生活の継続に必要なサービスであることから、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。
③ 訪問看護・介護予防訪問看護	【介護】月平均 325 名前後の利用者が 1 人1月当たり 9 回の利用をしています。 【予防】月平均 20 名前後の利用者が 1 人1月当たり 10 回の利用をしています。	医療と介護の連携が進むにつれ増加が見込まれることから、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。

サービス名称	現状	今後の方向性
④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	<p>【介護】月平均 10 名前後の利用者が 1 人 1 月当たり 9 回の利用をしています。</p> <p>【予防】利用はありませんでした。</p>	<p>退院後の生活機能の低下や重度化防止に効果が高いことから、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。</p>
⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	<p>【介護】月平均 410 名前後の利用となっています。</p> <p>【予防】月平均 20 名前後の利用となっています。</p>	<p>在宅で療養している要介護者及び家族等介護者の療養上の不安や悩み軽減など、在宅医療の拡充のため、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。</p>
⑥ 通所介護	<p>月平均 1,650 名前後の利用者が 1 人 1 月当たり 12 回の利用をしています。</p>	<p>要介護者の閉じこもり予防や家族等介護者の心身のリフレッシュも望めることから、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。</p>
⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	<p>【介護】月平均 240 名前後の利用者が 1 人 1 月当たり 9 回の利用をしています。</p> <p>【予防】月平均 25 名前後の利用となっています。</p>	<p>心身機能の維持・改善の効果が期待されることから、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。</p>
⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	<p>【介護】月平均 400 名前後の利用者が 1 人 1 月当たり 8 回の利用をしています。</p> <p>【予防】月平均 3 名前後の利用者が 1 人 1 月当たり 3 回の利用をしています。</p>	<p>家族等介護者の身体的、精神的負担の軽減を図るための有効なサービスであることから、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。</p>

サービス名称	現状	今後の方向性
⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	【介護】月平均 60 名前後の利用者が 1 人 1 月当たり 8 回の利用をしています。 【予防】利用はありませんでした。	在宅生活の継続に有効なサービスであり、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。
⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	【介護】月平均 1,700 名前後の利用となっています。 【予防】月平均 300 名前後の利用となっています。	自立した日常生活を送るうえで必要なサービスであり、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。
⑪ 特定福祉用具購入・介護予防福祉用具購入	【介護】月平均 40 名前後の利用となっています。 【予防】月平均 7 名前後の利用となっています。	自立した日常生活を送るうえで必要なサービスであり、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。
⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修	【介護】月平均 14 名前後の利用となっています。 【予防】月平均 3 名前後の利用となっています。	生活環境を整備するとともに、家族等介護者の負担軽減のため、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。
⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	【介護】月平均 30 名前後の利用となっています。 【予防】1 名がサービスを利用しています。	高齢者の住まいの選択肢の一つでもあることから、今後も利用者ニーズを把握し、サービスの確保に努めます。

② 地域密着型サービスの充実

【現状】

- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、サービスを提供しています。
- 第7期計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）を2施設、18床の増床を行いました。

【今後の方向性】

- 在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するため、地域の現状等を把握・分析しながら、地域の身近なところで利用できるサービス提供体制の確保・充実に努めていきます。

サービス名称	現状	今後の方向性
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	市内にサービス提供できる事業所はありませんが、市外の事業所で1名がサービスを利用しています。	在宅生活を支えるサービスとして、今後も利用者ニーズや事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。
② 夜間対応型訪問介護	市内にサービス提供できる事業所はありません。	在宅生活を支えるサービスとして、今後も利用者ニーズや事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。
③ 地域密着型通所介護	市内に23か所の事業所があり、月平均400名前後の利用者が1人1月当たり12回の利用をしています。	必要な供給量の確保はできていると考えますが、今後も利用者ニーズや事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。
④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	【介護】市内に4か所の事業所があり、月平均30名前後の利用者が1人1月当たり15回の利用をしています。 【予防】利用はありませんでした。	在宅生活を支えるサービスとして、今後も利用者ニーズや事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。

サービス名称	現状	今後の方向性
⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	市内にサービス提供できる事業所はありません。	在宅生活を支えるサービスとして、今後も利用者ニーズや事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。
⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	【介護】市内に15か所の事業所があり、月平均190名前後の利用となっています。 【予防】1名が利用しています。	施設入所待機者の状況や事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	市内に2か所の事業所があり、月平均60名前後の利用となっています。	施設入所待機者の状況や事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	市内に8か所の事業所があり、月平均250名前後の利用となっています。	施設入所待機者の解消のため、事業者の参入意向を把握し、40床の増床整備を推進します。
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	市内にサービス提供できる事業所はありません。	今後も利用者ニーズや事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。

③ 施設サービスの充実

【現状】

○在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、常時介護を必要とする要介護者が、適切な介護サービスを受けられるよう、提供体制の確保に努めています。

【今後の方向性】

○介護老人福祉施設については、入所待機者の解消を図るだけでなく、地域の拠点としての役割を期待しており、引き続きサービスの確保を推進していきます。

○介護医療院については、医療保険適用の療養病床等からの転換希望に対し、計画の進捗などを踏まえ随時対応します。

サービス名称	現状	今後の方向性
① 介護老人福祉施設	市内に 7 か所の事業所があり、月平均 400 名前後の利用となっています。	施設入所待機者の状況や事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。
② 介護老人保健施設	市内に 3 か所の事業所があり、月平均 360 名前後の利用となっています。	施設入所待機者の状況や事業者の参入意向を把握し、サービスの確保に努めます。
③ 介護医療院	市内にサービス提供できる事業所はありません。	療養病床等からの転換希望に対し、計画の進捗などを踏まえ随時対応します。
④ 介護療養型医療施設	市内にサービス提供できる事業所はありませんが、市外の事業所で 2 名がサービスを利用しています。	制度改正により、令和 5 年で廃止となります。

④ 居宅介護支援サービスの充実

【現状】

○高齢者が可能な限り在宅生活を継続し、住み慣れた地域で生活できるよう事業者との連携を支援しています。

【今後の方向性】

○本人や家族の意向が組み入れられたケアプラン作成のため、適切なケアマネジメントが行われるよう研修会を開催し、ケアマネジャーの支援に努めます。

サービス名称	現状	今後の方向性
①居宅介護支援・介護予防支援	【介護】市内に 27 か所の事業所があり、月平均 2,800 名前後の利用となっています。 【予防】月平均 347 名前後の利用となっています。	本人や家族の意向が組み入れられたケアプラン作成のため、適切なケアマネジメントが行われるよう研修会を開催し、ケアマネジャーの支援に努めます。

(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営

制度の変化や社会情勢に合わせ、サービスを提供する事業所も多様化しています。円滑な介護保険制度の提供や制度の適正化のための体制整備を図ります。

■主な取り組み

① 介護給付費の適正化

【現状】

○介護給付費の適正化を推進するための事業を実施しています。

①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護申請に係る認定調査の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図っています。

②縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細内容）を点検するとともに、医療情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を点検しています。

③介護給付費通知

介護サービスの給付状況等について通知することにより、利用者実際に利用したサービス内容との確認を促し、適切なサービスの利用を図っています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定調査状況点検割合	100%	100%	100%
縦覧点検・医療情報との突合	12か月	12か月	12か月
介護給付費通知	12か月	12か月	12か月

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

○ケアプラン及び住宅改修等の点検について、実施を図ります。

② 介護保険制度の円滑な運営

【現状】

○介護保険制度の充実・向上を図るため、介護保険運営委員会、地域包括ケア体制推進会議等において、推進方策の検討、事業の進捗状況や評価など行う体制を整備しています。

【今後の方向性】

○今後も介護保険制度の円滑かつ適切な運営に向けて、継続して実施します。



事業評価により、より良い介護保険制度の運営を目指します。

③ 介護サービス事業者との連携

【現状】

○市が指定する介護サービス事業者を対象に、サービスの適正化とより良いケアを目的に集団指導や実地指導(検査)を行っています。

また、介護サービス事業者の運営推進会議などの情報交換の場を設け、連携の強化を促進しています。

○県などの関係機関と連携を図り、事業者等に安全管理の徹底・強化を促進しています。

【今後の方向性】

○今後も国が示す介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針に基づき、効果的な検査の実施に努めます。

○国が示す方針に基づき、手続きに係る簡素化、様式例の活用による標準化等により業務の効率化に努めます。

④ 安全管理の徹底・強化

【現状】

- 介護サービス等の提供にあたっては、安全で安心できるサービス提供が求められていることから、各関係機関と連携を図り、事業者等に安全管理の徹底・強化を図るよう指導しています。
- 災害対策や感染症対策として、発生発症時に適切かつ迅速な行動をとれるように、職員研修、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、県・保健所との連携体制などの構築について、支援しています。

【今後の方向性】

- 集団指導や実地指導等により、事業所の安全管理に係る取り組みを支援します。
- 災害発生時の高齢者の避難方法、避難後の生活や介護体制等、災害時に必要な対応について支援を図ります。

⑤ 事業者情報提供の充実

【現状】

- 利用者が居宅介護支援事業者やサービス提供事業者を選択するためには、十分な事業者情報が必要であることから、利用者が安心してサービスを選択できるように、事業者に関する情報提供を行っています。

【今後の方向性】

- 介護保険サービス事業所一覧による介護サービス情報の周知や、パンフレット、ホームページなどにより、事業者に関する情報提供を行います。

⑥ 介護保険制度の趣旨の普及・啓発

【現状】

- 適切なサービス利用には、利用者に介護保険制度やサービス内容について十分理解していただくことが必要であることから、各種広報媒体を使った情報提供や地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携により制度の周知に努めています。
- 毎年、制度改正に対応した介護保険制度のガイドブックを作成し、各総合支所及び地域包括支援センターに配布し、要介護等申請時の説明や出張市役所の際に活用しています。

【今後の方向性】

- 引き続き、広報紙、ホームページ、パンフレットなどの各種広報媒体を利用した情報提供や、地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携を図り、制度周知に努めます。



民生児童委員連絡協議会での出張市役所の様子

（４）低所得者対策の推進

介護保険制度を維持していくための財源確保を前提としつつ、低所得者の保険料等の軽減を図ります。

■主な取り組み

① 低所得者に対する保険料の軽減

【現状】

○高齢化の進行等に伴う介護ニーズの増大による介護保険料の上昇が続く中、第 6 期計画期間（平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度）より、保険料給付費の 5 割の公費負担に加えて、別枠で公費（財源：国 1/2、県 1/4、市 1/4）を投入し、低所得者の保険料負担の軽減強化を図っています。

令和 2 年度の保険料率と年額保険料 基準額：81,600 円

区分	第 1 段階		第 2 段階		第 3 段階	
	保険料率	保険料	保険料率	保険料	保険料率	保険料
軽減前	0.50	40,800 円	0.75	61,200 円	0.75	61,200 円
軽減後	0.30	24,480 円	0.50	40,800 円	0.70	57,120 円

【今後の方向性】

○国の制度活用を前提に、継続して低所得者の保険料を軽減します。

② 特定入所者介護サービス費の支給

【現状】

○介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）に入所した場合や、短期入所サービスを利用した場合の食費や居住費等については、原則、全額自己負担になりますが、所得の低い方の施設利用が困難にならないように、所得に応じて補足給付しています。

【今後の方向性】

○継続して実施していきます。

③ 社会福祉法人等による生計困難者利用者負担軽減事業

【現状】

○県から承認を受けた社会福祉法人等が、生計困難者の利用者負担額や食費、住居費の一部を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図っています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
承認法人数	8 法人	8 法人	8 法人
承認事業所数	32 事業所	32 事業所	32 事業所
軽減対象者数	54 人	44 人	54 人

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○継続して制度の周知を図ります。

④ 介護保険料の減免等

【現状】

○災害による損害、入院又は失業などにより収入が著しく減少したことにより、保険料の支払いが困難となった方のために、保険料の徴収猶予及び減免を行っています。

【今後の方向性】

○継続して実施します。

(5) 介護人材の確保

今後の高齢化に伴う介護ニーズの拡大等に伴い、その担い手となる介護職員の不足は大きな課題であり、介護サービス事業及び地域支援事業等に携わる人材を安定的に確保できるよう、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

国や県が実施する介護人材確保支援事業について、連携のうえ、情報発信を行っていきます。

■主な取り組み

① 就職相談会・事業所見学会の実施

【現状】

○介護ニーズが拡大している一方で、各事業所とも慢性的に介護人材が不足しています。

【今後の方向性】

○介護の仕事を目指す方や興味のある方を対象に、介護の職場を実際に見ることができる見学会や説明会を開催し、介護職への就労につなげていきます。

○ハローワーク等労働関係機関と連携した就職相談会の開催により、介護職への就労を希望している方と介護事業所とのマッチングを行います。

② 初任者研修受講の促進

【現状】

○介護職の人材確保及び既に就労している介護職員の資格取得による資質向上を図るため、介護職員初任者研修等に係る受講料の一部を助成しています。

《実績・見込み》	平成30年度	令和元年度	令和2年度
初任者研修助成者数	22人	21人	18人
実務者研修助成者数	27人	15人	18人
就労支援助成者数	2人	1人	1人

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込み。

【今後の方向性】

○介護職への就労促進と現役介護職員の資質向上のため、今後も介護職員初任者研修等受講者への支援を継続することで、介護サービス提供に必要な人材の確保とサービスの質の向上を図ります。

③ 介護人材の裾野の拡大

【現状】

- 将来、介護職の担い手となりえる学生・生徒に向けた、介護に関する普及・啓発のための交流会を開催するなど、若い世代からの関心が得られるよう裾野の拡大に努めています。
- 市内・県内の福祉科のある学校、専門学校に対し、市内の介護事業所の施設情報の発信など、就労に向けた働きかけを行っています。

【今後の方向性】

- 職場体験の受入可能な事業所を把握し、若い世代に介護の仕事を体験していただき、介護職を身近に感じてもらうことで、介護職への就労につなげていきます。

④ 介護人材のスキルアップ

【現状】

- 4市町（一関市、花泉町、栗原市、登米市）連携による介護従事者向けの講演会を開催することで、介護職員のスキルアップを支援しています。

【今後の方向性】

- 介護現場等に関する研修会を開催し、人材の資質向上を図ることで、質の高い介護サービスの提供に努めます。

今後の介護サービス実績、介護報酬改定等により変更が見込まれます。

第 5 章 介護保険事業の見込みと保険料

厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムにより、第8期介護保険事業計画における被保険者数、要介護等認定者数、サービス見込量等を推計し、介護保険料基準額を定めます。

1 被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推移と推計

	被保険者	要 介 護（ 支 援 ） 認 定 者								
		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
平成30年度	第1号被保険者	26,685	5,621	445	604	1,067	1,199	955	796	555
	65～74	12,328	482	55	59	78	90	85	65	50
	75歳以上	14,357	5,139	390	545	989	1,109	870	731	505
	第2号被保険者	25,967	107	6	18	24	24	12	12	11
	総数	52,652	5,728	451	622	1,091	1,223	967	808	566
令和元年度	第1号被保険者	26,892	5,695	437	634	1,132	1,189	958	782	563
	65～74	12,671	474	43	64	88	99	83	54	43
	75歳以上	14,221	5,221	394	570	1,044	1,090	875	728	520
	第2号被保険者	25,500	107	5	13	23	24	18	11	13
	総数	52,392	5,802	442	647	1,155	1,213	976	793	576
令和2年度	第1号被保険者	27,308	5,582	386	631	1,063	1,189	943	815	555
	65～74	13,552	489	44	67	80	102	87	60	49
	75歳以上	13,756	5,093	342	564	983	1,087	856	755	506
	第2号被保険者	25,318	105	4	8	23	29	19	12	10
	総数	52,626	5,687	390	639	1,086	1,218	962	827	565
令和3年度	第1号被保険者	27,425	5,597	386	628	1,063	1,192	948	821	559
	65～74	13,502	492	45	68	80	102	88	60	49
	75歳以上	13,923	5,105	341	560	983	1,090	860	761	510
	第2号被保険者	24,973	105	4	8	23	29	19	12	10
	総数	52,398	5,702	390	636	1,086	1,221	967	833	569
令和4年度	第1号被保険者	27,541	5,608	382	626	1,062	1,193	953	829	563
	65～74	13,452	492	43	68	81	102	88	60	50
	75歳以上	14,089	5,116	339	558	981	1,091	865	769	513
	第2号被保険者	24,628	105	4	8	23	29	19	12	10
	総数	52,169	5,713	386	634	1,085	1,222	972	841	573
令和5年度	第1号被保険者	27,654	5,619	382	622	1,062	1,196	957	834	566
	65～74	13,402	495	45	69	81	103	88	60	49
	75歳以上	14,252	5,124	337	553	981	1,093	869	774	517
	第2号被保険者	24,283	102	4	8	22	27	19	12	10
	総数	51,937	5,721	386	630	1,084	1,223	976	846	576
令和7年度	第1号被保険者	27,884	5,649	381	616	1,063	1,200	965	850	574
	65～74	13,300	498	45	70	82	102	88	61	50
	75歳以上	14,584	5,151	336	546	981	1,098	877	789	524
	第2号被保険者	23,594	100	4	8	22	27	17	12	10
	総数	51,478	5,749	385	624	1,085	1,227	982	862	584
令和12年度	第1号被保険者	27,380	5,732	398	625	1,094	1,213	974	857	571
	65～74	11,004	416	38	58	68	86	74	51	41
	75歳以上	16,376	5,316	360	567	1,026	1,127	900	806	530
	第2号被保険者	22,130	94	4	8	20	25	17	11	9
	総数	49,510	5,826	402	633	1,114	1,238	991	868	580
令和17年度	第1号被保険者	26,038	6,071	430	682	1,172	1,289	1,022	884	592
	65～74	8,974	338	31	47	56	69	60	42	33
	75歳以上	17,064	5,733	399	635	1,116	1,220	962	842	559
	第2号被保険者	20,878	88	4	6	20	24	16	10	8
	総数	46,916	6,159	434	688	1,192	1,313	1,038	894	600
令和22年度	第1号被保険者	24,991	6,418	434	702	1,224	1,371	1,095	953	639
	65～74	8,591	313	28	43	52	64	56	39	31
	75歳以上	16,400	6,105	406	659	1,172	1,307	1,039	914	608
	第2号被保険者	18,872	80	3	6	18	22	15	9	7
	総数	43,863	6,498	437	708	1,242	1,393	1,110	962	646

今後の介護サービス実績、介護報酬改定等により変更が見込まれます。

2 介護保険給付費

(1) 総給付費

■介護サービスにおける給付費の見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	421,169	423,123	423,123	421,825	425,191	445,632	477,800
	回数(回)	10,665.5	10,715.9	10,715.9	10,684.2	10,769.7	11,288.5	12,103.0
	人数(人)	526	528	528	527	533	561	599
訪問入浴介護	給付費(千円)	107,760	107,760	107,734	107,279	107,899	112,741	120,847
	回数(回)	736.7	736.7	736.6	733.4	737.7	770.7	826.2
	人数(人)	159	159	159	158	159	166	178
訪問看護	給付費(千円)	166,790	167,310	167,310	166,673	167,946	175,239	188,564
	回数(回)	2,998.9	3,006.8	3,006.8	2,997.1	3,024.4	3,161.1	3,397.0
	人数(人)	330	331	331	330	333	348	374
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,015	3,015	3,015	3,015	3,015	3,015	3,240
	回数(回)	85.9	85.9	85.9	85.9	85.9	85.9	91.9
	人数(人)	10	10	10	10	10	10	11
居宅療養管理指導	給付費(千円)	28,404	28,464	28,464	28,395	28,544	29,976	32,071
	人数(人)	403	404	404	403	405	425	455
通所介護	給付費(千円)	1,895,810	1,899,692	1,903,126	1,902,687	1,923,112	2,029,217	2,163,179
	回数(回)	19,512.4	19,549.6	19,578.6	19,584.5	19,817.5	20,948.3	22,291.3
	人数(人)	1,656	1,659	1,661	1,662	1,683	1,781	1,893
通所リハビリテーション	給付費(千円)	242,134	242,134	243,464	242,134	246,180	258,144	275,223
	回数(回)	2,187.2	2,187.2	2,196.9	2,187.2	2,223.4	2,338.2	2,489.0
	人数(人)	246	246	247	246	250	263	280
短期入所生活介護	給付費(千円)	319,147	321,077	321,077	318,825	321,749	338,055	361,740
	日数(日)	3,088.3	3,106.5	3,106.5	3,086.7	3,116.1	3,276.2	3,503.0
	人数(人)	392	394	394	392	396	417	445
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	62,134	62,134	62,134	61,477	62,371	66,353	70,491
	日数(日)	471.8	471.8	471.8	467.8	474.5	504.5	535.8
	人数(人)	64	64	64	64	65	69	73
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	267,263	267,842	268,167	267,196	269,672	283,219	303,093
	人数(人)	1,722	1,725	1,727	1,724	1,744	1,839	1,960
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	11,902	11,902	11,902	12,239	12,239	12,613	13,538
	人数(人)	35	35	35	36	36	37	40
住宅改修費	給付費(千円)	15,038	15,038	15,038	15,038	15,038	16,352	16,352
	人数(人)	12	12	12	12	12	13	13
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	170,440	170,440	170,440	170,440	170,440	170,440	170,440
	人数(人)	76	76	76	76	76	76	76
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	796	796	796	796	796	796	796
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	487,380	487,380	487,380	484,021	489,235	517,076	553,345
	回数(回)	4,811.9	4,811.9	4,811.9	4,788.1	4,848.2	5,132.2	5,473.7
	人数(人)	406	406	406	405	411	436	463
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	40,517	40,517	40,517	40,517	40,517	42,209	45,389
	回数(回)	387.4	387.4	387.4	387.4	387.4	404.1	432.9
	人数(人)	27	27	27	27	27	28	30
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,312	2,312	2,312	2,312	2,312	2,312	2,312
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	582,778	588,870	588,870	598,116	597,995	627,832	670,550
	人数(人)	193	195	195	198	198	208	222
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	66,438	66,438	66,438	66,438	66,438	66,438	66,438
	人数(人)	30	30	30	30	30	30	30
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	834,349	897,469	897,469	922,813	925,433	953,887	1,013,656
	人数(人)	267	287	287	295	296	305	324
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,277,702	1,277,702	1,277,702	1,323,925	1,326,822	1,369,469	1,474,078
	人数(人)	417	417	417	432	433	447	481
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,198,435	1,198,435	1,198,435	1,229,423	1,238,647	1,293,815	1,380,599
	人数(人)	362	362	362	371	374	391	417
介護医療院	給付費(千円)	11,622	11,622	11,622	11,622	11,622	11,622	11,622
	人数(人)	2	2	2	2	2	2	2
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	540,735	541,833	542,222	542,127	548,868	579,807	616,946
	人数(人)	2,801	2,806	2,808	2,808	2,845	3,009	3,198
合計		8,754,070	8,833,305	8,838,757	8,939,333	9,002,081	9,406,259	10,032,309

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

今後の介護サービス実績、介護報酬改定等により変更が見込まれます。

■介護予防サービスにおける給付費の見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1)介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	207	207	207	207	207	207	207
	回数(回)	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	10,260	10,260	10,260	10,260	10,260	11,069	11,069
	回数(回)	312.4	312.4	312.4	312.4	312.4	336.4	336.4
	人数(人)	25	25	25	25	25	27	27
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,827	1,827	1,827	1,827	1,827	2,032	2,032
	人数(人)	19	19	19	19	19	21	21
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	12,234	12,234	12,234	11,674	12,234	13,101	13,661
	人数(人)	25	25	25	24	25	27	28
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	804	804	804	804	804	804	1,072
	日数(日)	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	12.8
	人数(人)	3	3	3	3	3	3	4
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	23,900	23,833	23,672	23,511	24,021	26,033	26,744
	人数(人)	310	309	307	305	312	338	347
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
	人数(人)	5	5	5	5	5	5	5
介護予防住宅改修	給付費(千円)	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	6,459
	人数(人)	4	4	4	4	4	4	5
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	611	611	611	611	611	611	611
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
(2)地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,456	2,456	2,456	2,456	2,456	2,456	2,456
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
(3)介護予防支援	給付費(千円)	18,448	18,394	18,288	18,129	18,555	20,149	20,627
	人数(人)	347	346	344	341	349	379	388
合計	給付費(千円)	77,545	77,424	77,157	76,277	77,773	83,260	86,606

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

今後の介護サービス実績、介護報酬改定等により変更が見込まれます。

(2) 標準給付費

(単位：千円)

	第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
標準給付費見込額 (A)	9,366,683	9,425,885	9,431,795	9,534,012	9,605,203	10,044,887	10,704,862
総給付費	8,831,615	8,910,729	8,915,914	9,015,610	9,079,854	9,489,519	10,118,915
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	355,144	335,754	336,228	337,870	342,399	361,961	381,895
特定入所者介護サービス費等給付額	395,222	395,985	396,539	398,480	403,817	426,898	450,396
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	40,079	60,230	60,312	60,610	61,419	64,937	68,501
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	153,118	152,543	152,757	153,505	155,561	164,452	173,504
高額介護サービス費等給付額	154,854	155,153	155,370	156,130	158,221	167,265	176,471
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,736	2,609	2,613	2,626	2,661	2,813	2,968
高額医療合算介護サービス費等給付額	18,646	18,682	18,708	18,799	19,051	20,140	21,249
算定対象審査支払手数料	8,161	8,177	8,188	8,228	8,338	8,815	9,300

3 地域支援事業費

(単位：千円)

	第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
地域支援事業費	426,518	431,054	435,268	418,705	417,400	405,347	386,477
介護予防・日常生活支援総合事業費	273,011	277,307	281,602	264,732	265,397	258,589	243,811
訪問型サービス	28,814	28,814	28,814	25,737	24,753	23,456	21,930
人数(人)	135	135	135	120	116	110	103
通所型サービス	181,625	185,269	188,914	172,043	165,465	156,797	146,593
人数(人)	598	610	622	566	545	516	483
介護予防ケアマネジメント	24,584	25,217	25,849	25,395	28,515	29,713	28,557
上記以外の介護予防・日常生活総合事業費	37,988	38,007	38,025	41,557	46,664	48,623	46,731
包括的支援事業・任意事業費	153,507	153,747	153,666	153,973	152,003	146,758	142,666

※人数は1月当たりの利用者数。

4 第1号被保険者介護保険料

(1) 財源構成

保険給付を行うための財源は、下図のとおり公費（国・県・市）と被保険者の保険料で賄われています。

保険給付の費用割合は、原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方々から徴収する保険料で負担することとなっています。

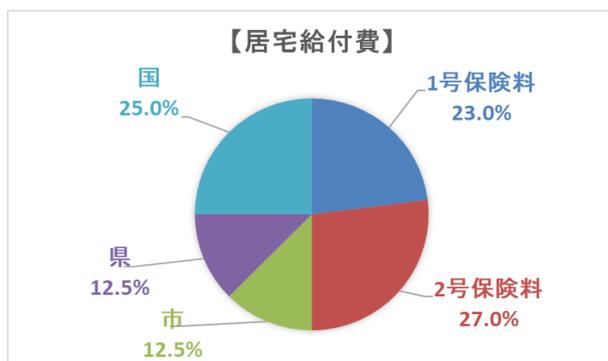
なお、包括的支援事業等については、第1号被保険者の負担割合は変わりませんが、第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定しており、本計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

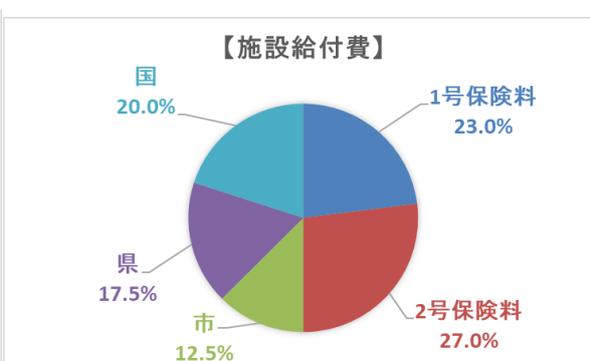
このことから、本計画における第1号被保険者の保険料水準は、今後3年間の保険給付総額の23%を賄うよう設定します。

・・・・・・・・・・ 介護給付費の負担区分 ・・・・・・・・・・

【居宅給付費】

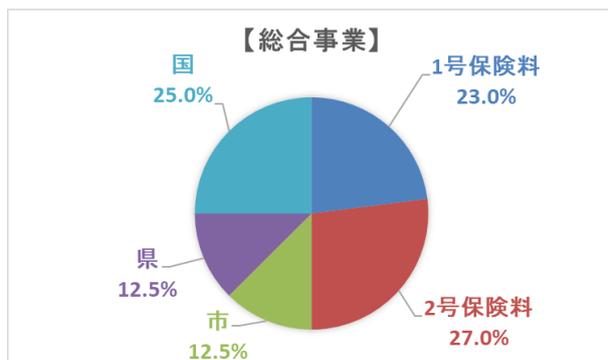


【施設給付費】

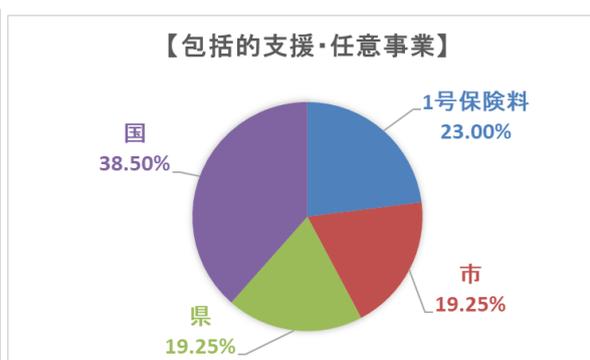


・・・・・・・・・・ 地域支援事業の負担区分 ・・・・・・・・・・

【総合事業】



【包括的支援・任意事業】



(2) 所得段階の設定

第1号被保険者の介護保険料については、国が示す標準段階に基づき、所得段階別の定額保険料を設定しています。

なお、第1段階から第3段階までは、軽減措置が図られています。

■第1号被保険者の所得段階設定

所得段階	対象者		保険料率	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯	・生活保護を受給している方	基準額×0.5
			・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	【軽減措置後】 軽減額×0.3
・世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円以下の方				
第2段階		世帯	・世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75
				【軽減措置後】 軽減額×0.5
第3段階		世帯	・世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が120万円を超える方	基準額×0.75
				【軽減措置後】 軽減額×0.7
第4段階		世帯	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円以下の方	基準額×0.9
第5段階			・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円を超える方	基準額
第6段階	本人が住民税課税	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	
第7段階		・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	
第8段階		・本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	
第9段階		・本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.7	

今後の介護サービス実績、介護報酬改定等により変更が見込まれます。

第8期介護保険事業計画期間における所得段階別の第1号被保険者数の推計は次のようになっています。

本計画期間中に保険料を負担いただく延べ被保険者数は、下記の人数に、所得段階別保険料率を乗じ求めた人数となり、「81,773人」になる見込みです。

■所得段階別の第1号被保険者数

所得段階	第1号被保険者数(人)						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
第1段階	3,553	3,568	3,583	3,612	3,547	3,373	3,238
第2段階	1,878	1,886	1,894	1,910	1,875	1,783	1,712
第3段階	1,485	1,491	1,497	1,510	1,482	1,410	1,353
第4段階	5,767	5,792	5,816	5,864	5,758	5,476	5,256
第5段階	5,850	5,874	5,898	5,947	5,840	5,554	5,330
第6段階	4,107	4,124	4,141	4,175	4,100	3,899	3,742
第7段階	2,545	2,556	2,566	2,588	2,541	2,416	2,319
第8段階	1,201	1,206	1,211	1,221	1,199	1,140	1,094
第9段階	1,039	1,044	1,048	1,057	1,038	987	947
合計	27,425	27,541	27,654	27,884	27,380	26,038	24,991

(3) 保険料基準額

第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)については、第8期計画期間(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)中に必要となる標準給付費と地域支援事業費の見込額により、下記の手順で算出したところ、第1号被保険者の保険料基準額は次のようになります。

■第8期期間中の介護保険事業費

(単位：千円)

	第8期合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険事業費	29,517,203	9,793,201	9,856,939	9,867,063
標準給付費見込額	28,224,363	9,366,683	9,425,885	9,431,795
地域支援事業費	1,292,840	426,518	431,054	435,268
(うち包括的支援事業・任意事業費)	(460,920)	(153,507)	(153,747)	(153,666)

今後の介護サービス実績、介護報酬改定等により変更が見込まれます。

■第1号被保険者保険料基準額

項目		金額等	算出方法等
①	標準給付費見込額	28,224,363 千円	第8期計画期間中の介護保険サービスに係る標準給付費を推計します
②	地域支援事業費見込額	1,292,840 千円	標準給付費と同様に地域支援事業費を推計します
③	第1号被保険者負担分	6,788,956 千円	標準給付費と地域支援事業費の合計額に対する第1号被保険者の負担分（第8期は23%）を推計します 〔計算式〕 = (①+②) × 23%
④	調整交付金相当額	1,452,814 千円	国の調整交付金の交付割合は原則5%のため、交付相当額を推計します（包括的支援事業・任意事業費除く） 〔計算式〕 = (①+② - 包括的支援事業・任意事業費 460,920 千円) × 5%
⑤	調整交付金見込額	1,767,153 千円	国の調整交付金の交付割合は、75歳以上の高齢者数や所得段階層の割合等で増減があるため、第8期計画期間における交付見込割合を、R3：6.68%、R4：6.07%、R5：5.50%として推計します。
⑥	財政安定化基金拠出金・償還金	0 円	第8期計画期間においては、財政安定化基金への拠出金は必要なく、償還金もありません
⑦	介護保険事業財政調整基金取崩額	684,000 千円	第7期計画期間における第1号被保険者保険料の剰余金（財政調整基金）の一部を取り崩して第8期計画期間中に歳入として繰入れ、保険料の上昇を抑制します
⑧	保険料収納必要額	5,790,618 千円	①～⑦で求めた金額に基づいて、保険料として第8期計画期間中に収納しなければならない額を推計します 〔計算式〕 = ③ + ④ - ⑤ + ⑥ - ⑦
⑨	保険料賦課総額	5,887,766 千円	保険料予定収納率を98.35%と見込んで第8期計画期間中に収納しなければならない額を推計します 〔計算式〕 = ⑧ ÷ 98.35%
⑩	被保険者数	81,773 人	第8期計画期間中に保険料を負担いただく延べ被保険者数（所得段階別加入割合補正後人数）を推計します
第1号被保険者保険料基準額		〔年額〕 72,000 円 〔月額〕 6,000 円	⑨の賦課総額を⑩の延べ被保険者数で除して保険料の基準年額を推計し、さらに12か月で除して基準月額を推計します 〔計算式〕 = ⑨ ÷ ⑩ ÷ 12

現時点での見込額となります。

今後の介護サービス実績、介護報酬改定等により変更が見込まれます。

(4) 所得段階別保険料

保険料基準月額に基づく、所得段階別保険料の月額及び年額は次のようになります。

なお、第1段階から第3段階までは、軽減措置が図られています。

所得段階	保険料率 (基準額に対する割合)	月額	年額
第1段階	0.30	1,800円	21,600円
第2段階	0.50	3,000円	36,000円
第3段階	0.70	4,200円	50,400円
第4段階	0.90	5,400円	64,800円
第5段階(基準額)	1.00	6,000円	72,000円
第6段階	1.20	7,200円	86,400円
第7段階	1.30	7,800円	93,600円
第8段階	1.50	9,000円	108,000円
第9段階	1.70	10,200円	122,400円

※年額は月額に12か月を乗じたもの

現時点での見込額となります。

第 6 章

計画の推進に向けて

(1) 登米市介護保険運営委員会による進行管理

高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、3年に1度見直すこととされていますが、保健・医療・福祉の連携を基礎として、円滑に推進されるように進行管理を行う必要があります。

特に、介護保険制度では、利用者が必要とするサービスが効果的・効率的かつ迅速に提供されるとともに、質の高いサービスの維持・確保が重要となります。

また、介護保険事業が計画的に運営されているか、市民の意見を的確に反映しているかなどの評価を定期的に行う必要があります。

登米市介護保険運営委員会では、介護保険事業の運営状況を点検する役割を担っていることから、今後もこの仕組みを維持し、PDCA サイクルの手法を参考に計画の推進状況の評価・確認に努めます。

なお、平成 30 年施行の地域包括ケア強化法において創設された「保険者機能強化推進交付金」及び令和 2 年度に創設された「介護保険保険者努力支援交付金」の評価を活用した計画的な取組を進めることで、評価向上を図っていきます。

■PDCA サイクルのイメージ



(2) 市民への情報発信

広報紙や、市ホームページで介護保険の情報提供を積極的に行うとともに、各種イベントや地域での研修会などを通じて、介護保険や高齢者の現状及び施策などの広報・啓発に努めます。

また、高齢者相談や各種研修開催時などの機会を通して、高齢者をはじめ要介護者や介護者などのニーズを把握し、介護予防事業や介護保険サービス、高齢者福祉施策に反映するよう努めます。

(3) 関係機関との連携

本計画は、本市における高齢者に関する総合的な計画であり、地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、行政のみならず民間団体や、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどに関わる各機関・団体との連携が欠かせないものになります。

本計画の目標の実現に向け、宮城県、近隣市町村及び関係機関との連携を密にするとともに、庁内関係部署の推進体制の充実を図り、高齢者施策を円滑に計画的に進め、施策・事業の実施を図ります。

資料編

未定稿

(策定の経過等を掲載)

登米市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発行 宮城県登米市
編集 登米市福祉事務所 長寿介護課

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦 130 番地

TEL 0220-58-5551

FAX 0220-58-2375

E-mail chojyukaigo@city.tome.miyagi.jp
